

自然環境の保全と再生のガイドライン

一人と自然の共生を実現するコラボレーション



2022年4月 改訂版

愛知県

本ガイドラインの構成

はじめに.....	1
本ガイドラインの活用にあたって.....	6
(1) 本ガイドラインを活用していただきたい主体と取組.....	6
(2) 本ガイドラインを活用していただくメリット.....	9
(3) 本ガイドラインの使い方.....	12

第1章 あいちミティゲーション..... 16

開発に伴う自然環境への影響の回避・最小化・代償にあわせた自然環境の保全・再生により、地域全体の自然の質の総量の維持・向上を図っていくしくみを導入します。

(1) あいちミティゲーションとは.....	16
(2) あいちミティゲーションの考え方.....	18
(3) 大規模行為届出制度対象事業におけるあいちミティゲーション.....	23

第2章 あいちミティゲーション定量評価手法..... 27

生物多様性保全の取組を促し、その取組の成果を「見える化」するための共通のものさしを提供します。面積や環境条件などをコンピュータ上で選択することにより、簡単に評価点が計算できます。

(1) 定量評価のねらい.....	27
(2) 定量評価手法の基本的な考え方.....	27
(3) この定量評価手法が明らかにすること.....	28
(4) この定量評価手法の使いみち、使用するとき.....	29
(5) この定量評価手法を活用して自然の質を高めるには.....	31

第3章 生態系ネットワークチェックリスト..... 32

多様な主体による生態系に配慮した取組の確認と気づきを促し、コラボレーション（協働）を進めていただくためのリストを提供します。

(1) 生態系ネットワークチェックリストとは.....	32
(2) 生態系ネットワークチェックリストの使い方.....	32
(3) 生態系ネットワークチェックリスト.....	35

第4章 生物多様性ポテンシャルマップ..... 62

生きものの生息できる可能性のある区域を地図上に示します。

多様な主体による自然環境の保全・再生の目標として活用できます。

(1) 生物多様性ポテンシャルマップの活用 62

(2) 生物多様性ポテンシャルマップの内容 62

<巻末資料>

資料1 専門家派遣制度..... 資-1

資料2 事業者と自然保全団体とのマッチング（あいち生物多様性マッチング） 資-4

資料3 生態系ネットワーク協議会..... 資-6

資料4 相談窓口・チェックリスト提出先..... 資-8



開発行為を行う際には、第1章「あいちミティゲーション」、第2章「あいちミティゲーション定量評価ツール」、第3章「生態系ネットワークチェックリスト」を特にご確認ください。

本書に掲載した地図は、国土地理院の以下の地図を使用した。

- 数値地図 25000（空間データ基盤）「愛知」／p.42、63 掲載
- 国土数値情報（行政区画）

はじめに

～人と自然の共生を実現するコラボレーションに向けて～

本県では、2021年2月に「あいち生物多様性戦略2030」を策定し、「人と自然が共生するあいち」を長期目標に、「人と自然の共生に向けて、生物多様性を主流化し、あらゆる立場の人々が連携して最大限の行動をとることにより、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会実装し、回復に転じる。」ことを2030年までの計画目標として、全ての主体のコラボレーション（協働）により、生物多様性の保全を進めています。

県内には多種多様な動植物が生息・生育し、豊かな生態系が存在しており、将来にわたって保全していくため、法令に基づく保護地域が指定されています。また、これら保護地域の周辺にも動植物にとって重要な生息生育地が数多く存在しています。動植物の貴重な生息生育地を維持し、未来に継承していくため、県全体に生態系ネットワークを構築し、自然環境を適切に保全管理していくことが重要です。

本ガイドラインは、生物多様性保全に取り組む多様な主体が、生物の生息生育空間を保全・再生・創出・管理する際に参考となる基本的な考え方や手順等を示したものです。また、出来るだけ専門的な用語を使わず、分かりやすいものになるよう留意しました。本ガイドラインは、地域で行う保全活動等での活用はもちろんのこと、本県の大規模行為届出制度の対象となる1haを超える開発行為等においても、環境と開発の両立のためにぜひ利用いただきたいと思います。

本ガイドラインを活用することで、簡単で効果的に生物の生息生育空間の保全・再生・創出・管理などを行うことができます。さらには、「事業や取組の価値が広く認められる」「事業や取組が成功する可能性が高まる」「事業や取組を広くアピールできる」といったメリットも得ることができると考えています。

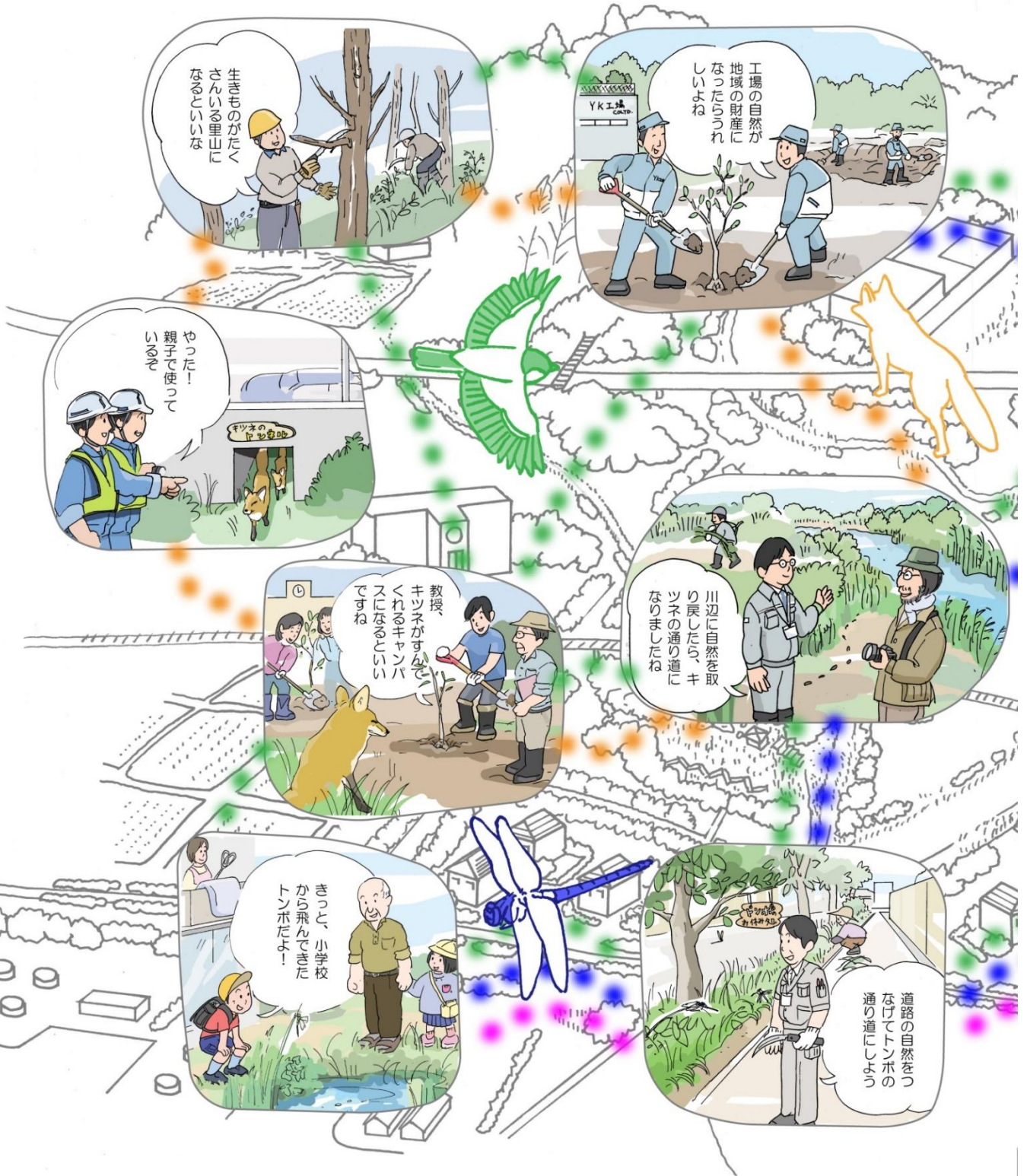
本ガイドラインは、2013年3月に策定（2015年4月一部改訂）し、今般、「あいちミティゲーション」について、最新の知見を踏まえて考え方を整理するとともに、「あいちミティゲーション定量評価手法」の計算式に希少種の計算補正を追加するなどの改訂を行いました。

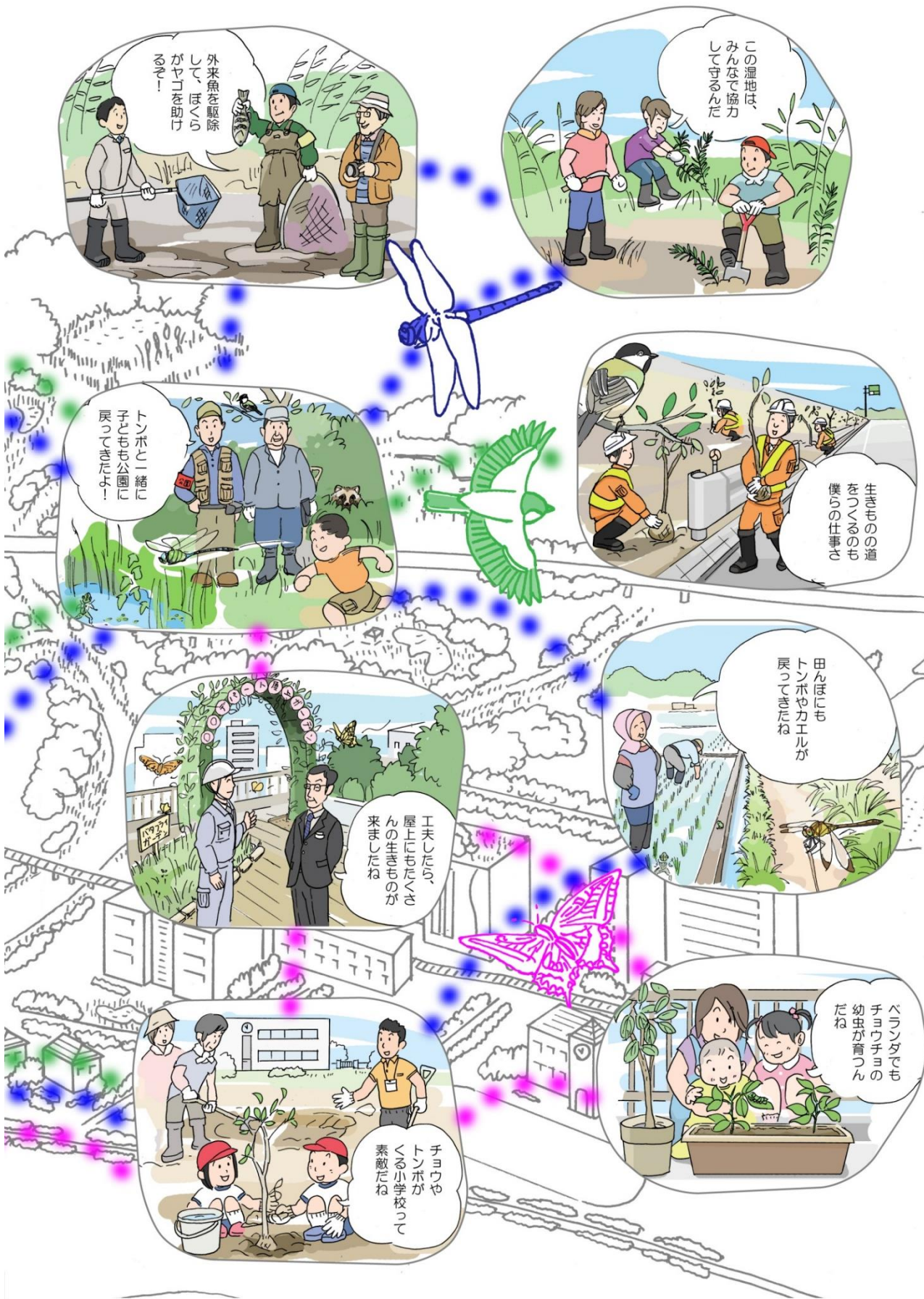
本県ではこれまでも、県民や事業者、NPO、行政といった様々な方々による自然を保全・再生する、全国に誇れる取組が各地で展開されています。そのような取組の各場面において本ガイドラインが活用されることで、取組がより効果的・効率的に実施され、本県の目標である「人と自然が共生するあいち」の実現により近づくことを期待します。

「人と自然の共生」に向けた、あいちのコラボレーション

人のつながりが育む、生きもののつながり

自然と共に生きること「自然との共生」は、私たちにとってかけがえのない幸福であると考えます。土地を所有する人、開発する人、自然を守る活動をする人、様々な立場の人々がコラボレーション（協働）をして、生態系を取り戻す活動を始めませんか。私たちが暮らし、働き、学ぶ場所に、自然の豊かさを取り戻しましょう。（イラストは「生態系ネットワーク」のイメージです。）

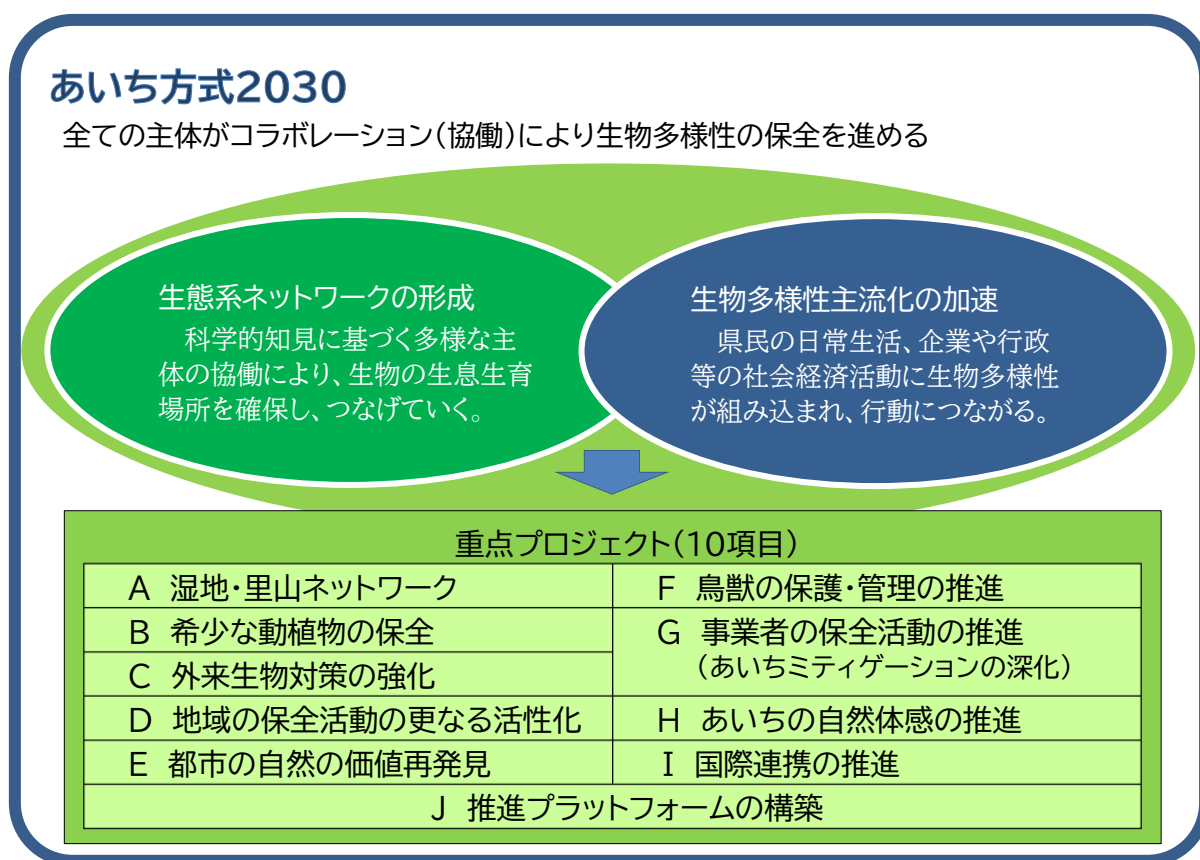




【「あいち生物多様性戦略2030」における本ガイドラインの位置づけ】

「あいち生物多様性戦略2030」では、中核的取組方針として「あいち方式2030」を掲げています。あいち方式2030とは、「人と自然が共生するあいち」の実現に向けて、人と人とのつながりを育みながら、県民や事業者、NPO、行政等の全ての主体がコラボレーション（協働）により生物多様性の保全を進めるという考え方です。次の図のように「生態系ネットワークの形成」と「生物多様性主流化の加速」を両輪として、その下に10項目の重点プロジェクトを定めています。

本ガイドラインは、あいち方式2030の考え方を踏まえ、県、市町村、事業者（大学・企業など）、NPOなど様々な主体を対象としており、生物多様性の保全、再生、創出、管理を行う上での羅針盤となるものです。



【事業活動における環境配慮の実施】

地域内で開発行為が行われる場合には、開発事業者は自然への影響を〈回避〉〈最小化〉し、それでも残る影響について、〈代償〉を進めます。開発区域外で〈代償〉が行われる場合には、生態系ネットワークの形成に効果的な場所で〈代償〉が行われるように県、自治体、生態系ネットワーク協議会等と調整を図ります（「あいちミティゲーション」）。

また、開発や保全活動を計画し、展開していくうえで、各主体自らが、取組の各段階において、活用できるツールを用意しており、これを活用することで、より効果的・効率的な取組が実施できると考えています。

【あいちミティゲーションの推進ツール】

「あいちミティゲーション定量評価手法」(本冊 P.27～P.31)

開発事業において、事業の実施前後で生物の生息生育空間の質を反映した点数(ポイント)を算出し、環境に配慮した事業をすすめるうえでの「共通のものさし」となるものです。

緑を保全・創出するにあたっては、地域在来種を優先したり、希少種を保全するなど、より自然の質を高める必要があり、あいちミティゲーション定量評価手法により、より良い方法を選択するための点数を算出できます。

また、事業の開発段階の早い時期からこの手法を適応することで、環境影響のより低い計画立案や複数案の検討に活用できます。この計算ツールは、ビオトープ造成事業、自然環境保全活動においても活用できます。



「生態系ネットワークチェックリスト」(本冊 P.32～P.61)

環境への影響を回避・低減し、環境にやさしい開発計画を策定するには、事業の早い段階、つまり構想・計画の段階から自然環境の保全に関する事前の調査等が必要となります。

また、開発事業ではない、ビオトープ造成事業、自然環境保全活動においても、計画段階からの検討は、より効果的な保全をすすめるうえで重要です。

このため、開発事業者、ビオトープ創出事業及び自然環境保全活動の3種を対象に、生態系ネットワークチェックリストを用意しています。

「生物多様性ポテンシャルマップ」(本冊 P.62～P.63)

それぞれの地域の生物多様性を高めることは重要ですが、生物の生息生育エリアが飛び地で分散されている場合は、全体としての生物多様性の向上は望めません。

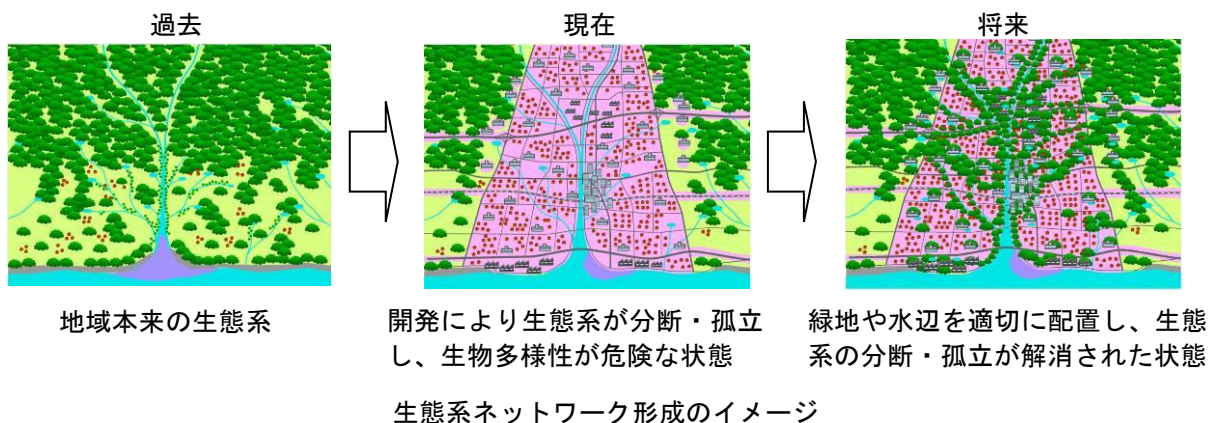
県では、生物多様性ポテンシャルマップを公開し、カヤネズミ、止水性イトトンボをはじめとした17の指標種について、ポテンシャルマップを公表しています。ポテンシャルマップで示した円をつなげる形で、緑地や水辺造成を行えば、生物のネットワークをつなげることが期待されます。

このマップによらずとも、周囲の状況を踏まえて、生物のネットワークをつなげる事業の展開が望めます。



生態系ネットワークとは

開発などによって分断された自然を、在来種による緑地や生物の生息に適した水辺を適切に配置することによってつなぎ、地域本来の生態系を保全・再生する取組です。



本ガイドラインの活用にあたって

(1) 本ガイドラインを活用していただきたい主体と取組

Point

- 生物の生息生育空間の保全、再生、創出、管理に関するあらゆる主体・取組に活用していただきたいと考えています。

1) 本ガイドラインを活用していただきたい主体

本ガイドラインは、生物の生息生育空間の保全、再生、創出、管理を行っている、または行おうとしているあらゆる方々に活用していただきたいと考えています。

県、市町村、事業者（大学・企業など）、NPO など
(国の機関に対しても、本ガイドラインに沿った事業を促していきます)

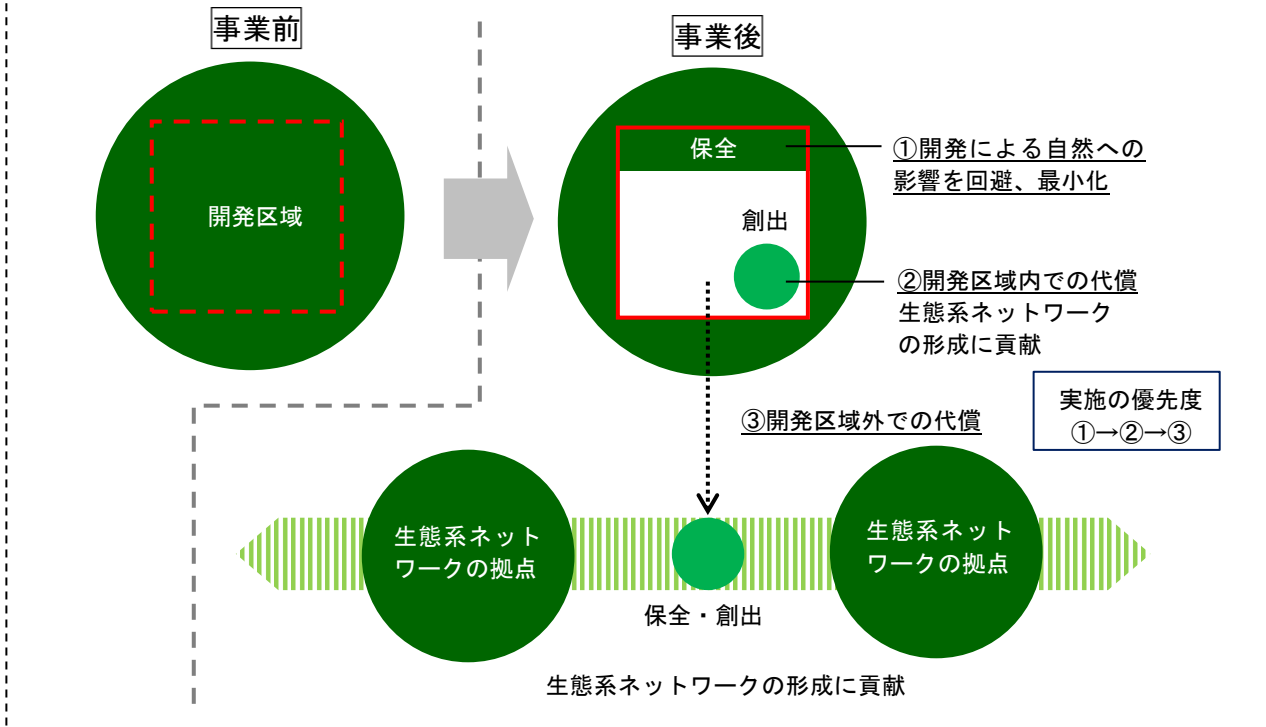


2) 本ガイドラインを活用していただきたい取組

本ガイドラインは、生物生息地の保全、再生、創出、管理に関するあらゆる取組に活用していただきたいと考えています。取組は以下のA、B、Cの3つの「取組タイプ」に区分します。

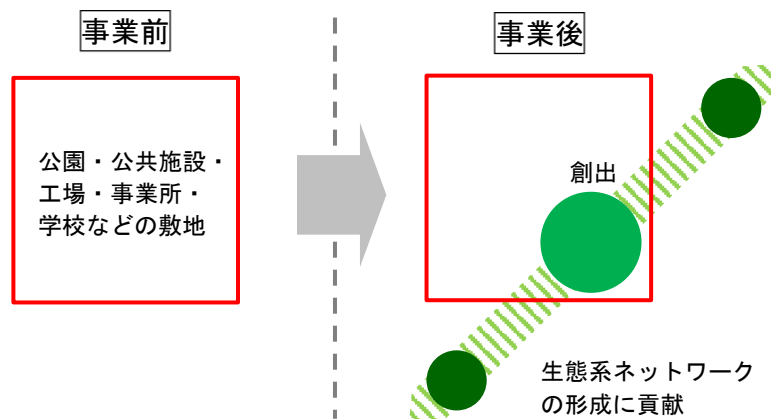
A.開発事業：開発における自然への影響を回避、最小化、代償し、生物の生息生育空間を開発区域や区域外で保全・創出する事業

例) ○公共施設の建設や、工場の新設、敷地拡大における自然の保全やビオトープ※
(樹林・草地・水辺など)の創出



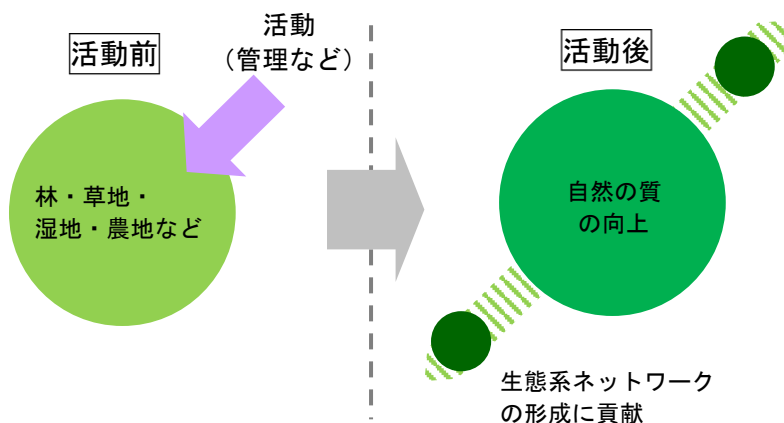
B.ビオトープ創出事業：自然環境の損失を伴わず、新たに生物の生息生育空間を創出する事業

- 例) ○工場・事業所、学校などの敷地内におけるビオトープ*の整備
○企業が保有する空地などを活用したビオトープの整備
○公園や公共施設、河川など公有地における、自然再生やビオトープの整備 など



C.自然環境保全活動：すでにある生物の生息生育空間を管理し、質の維持・向上を図る活動

- 例) ○市民団体や企業の社員による里山管理（二次林の間伐、竹林の伐採など）
○企業が所有する林や草地の管理（間伐、草刈りなど）
○市民団体による湿地の管理
○有機減(無)農薬や冬水田んぼなど、生物の生息環境に配慮した農業 など



※「ビオトープ」という言葉は、我が国では「人の手で作られた水辺」のイメージがありますが、本来の意味は「生物の生息生育空間」で、水辺だけでなく樹林や草地などの様々な環境が含まれます。また、創出した場所だけでなく、本来その場所にある環境も含まれます。本ガイドラインでは「ビオトープ」を「生物の生息生育空間」という本来の意味で用いています。

(2) 本ガイドラインを活用していただくメリット

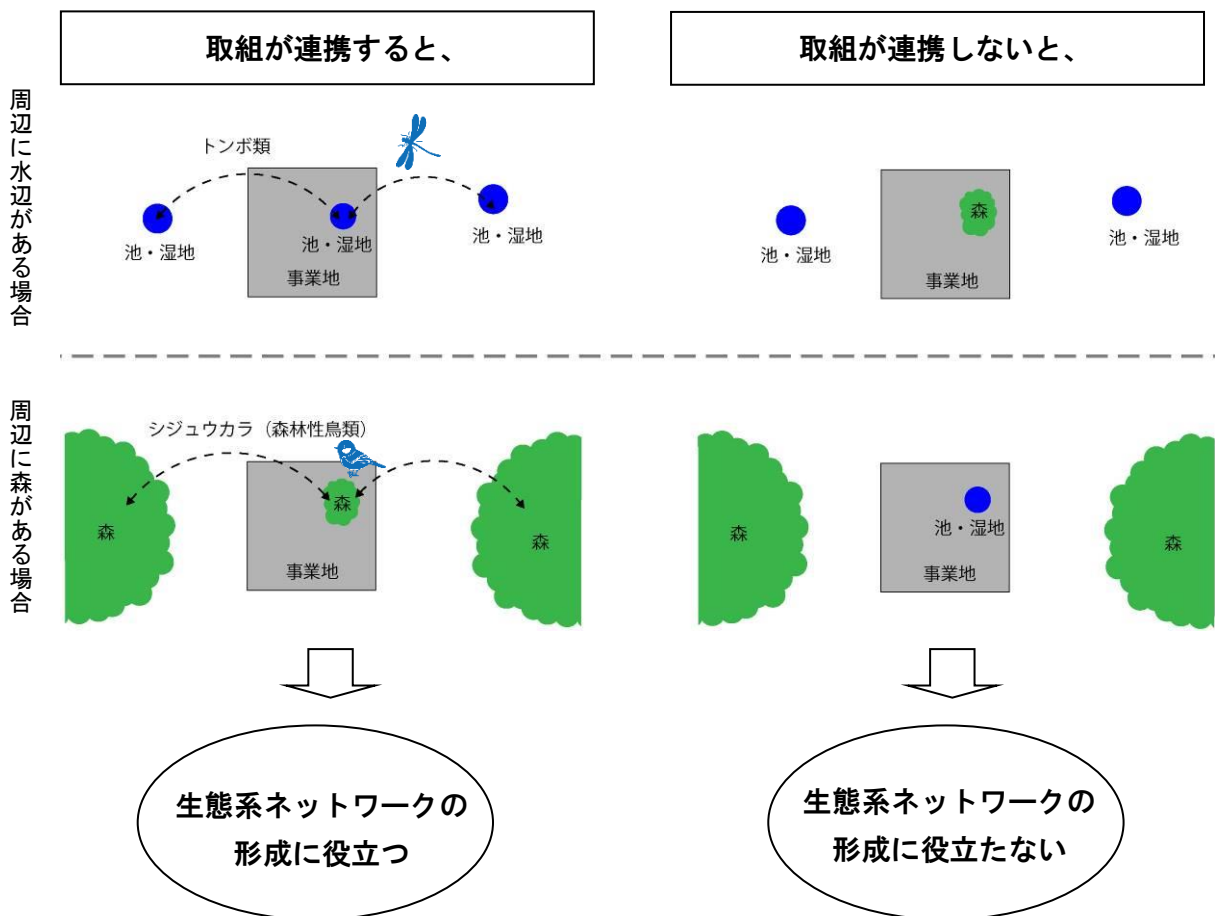
Point

- 多様な主体の連携によって生態系ネットワークの形成が進み、それぞれの取組がさらに価値あるものとして地域に認められます。
- 企業やNPOなどの取組が生物多様性に好ましいものとなる可能性が高まります。
- 企業やNPOなどが取組を広くアピールできるようになります。

- 多様な主体の連携によって生態系ネットワークの形成が進み、それぞれの取組がさらに価値あるものとして地域に認められます。

本県では、県民や事業者、NPO、行政といった様々な主体による生物の生息生育空間を保全・創出する事業や活動が行われていますが、それぞれがばらばらに取組んでいると生きものとのつながりが増えず、地域の方々から十分な評価が得られない可能性もあります。

本ガイドラインに沿って、事業や活動を行うことにより、取組が連携して、生態系ネットワークの形成に役立つものになります。その結果、地域の方々が目にする取組が増えるとともに、地域の方々とのつながりが生まれ、それぞれの取組が価値あるものとして地域の方々に認められると考えられます。



生態系ネットワークの形成に役立つ取組・役立たない取組のイメージ

注) 本図は取組と生態系ネットワークの形成との関係をわかりやすく示すために単純化しています。実際には、トンボやニホンアカガエルが一生涯の間に水辺と林の間を移動するように、生きものの生態に応じてネットワークを検討する必要があります。詳しくは、生物多様性ポテンシャルマップの「活用の手引き」をご覧ください。

●事業や活動が生物多様性に好ましいものとなる可能性が高まります

例えば、企業が社会的貢献のために予算を確保して、工場に森や水辺を創出したとします。その際、外来種を用いた緑化をしたり、他所から生きものを連れて来て放したりしては、逆に生物多様性に悪影響を与えてしまうことになりかねません（具体例参照）。

本ガイドラインに沿って事業や活動を検討すれば、生物多様性を守るための基本的な考え方を反映した取組となり、生物多様性の観点から事業や活動が成功する可能性を高めることができます。



ホタル

ホタルは繁殖のために点滅しますが、地域によって点滅の間隔が異なり、他の地域の個体が導入されると、繁殖が困難になるなどの問題が起こります。



ヒメダカ

鑑賞用のメダカです。放流されると従来からそこに生息しているメダカと交雑し、遺伝的汚染をおこします。同様の理由で、野生のメダカ（通称クロメダカ）であっても、他の地域から持ち込んだものを放流することは避ける必要があります。



キショウブ

ヨーロッパ原産のアヤメの仲間です。ビオトープなどに植栽されたものが野生化し、水辺の在来種と競合するほか、在来種と交雑するおそれも指摘されています。



トウネズミモチ

中国原産で公園や街路に植栽されましたが、鳥により種子が広がることから野生化し、里山などに分布を拡大し、林内の他の植物の生育を阻害します。

導入によって生物多様性に悪影響を与える生物の例

●企業やNPOなどが取組を広くアピールできるようになります。

本ガイドラインに添付している「生態系ネットワークチェックリスト」を用いてセルフチェックしていただき、「あいちミティゲーション定量評価手法」によって取組を点数化することで、成果を社会にアピールしやすくなります。

また、本ガイドラインに沿って事業・活動を推進することで、個々に取り組むよりも社会的評価が得られやすくなると考えられます。

コラム：企業の里山保全の取組

新たに森や水辺を創出する代わりに、企業が山間部の里山の土地を購入するなどし、既存の土地で間伐、草刈り等の環境保全活動を行うことにより、地域の生物多様性を保全することもできます。

小島プレス工業株式会社は、1968年に豊田市小原地区の山林約66haを取得し、社員の福利厚生施設も兼ねる里山「こじま苑」として、環境の整備に努めてきました。当該地では、湿地、ため池、樹林地等の管理が継続的に行われ、里山が維持されています。

2018年からは、名古屋工業大学との共同で植生・昆虫調査を実施しています。植物200種と昆虫75種以上の個体が確認されており、その中には希少性の高い動植物も含まれています。今後も、刈取り時期の年毎の変更、植物に日光が届く工夫、希少種を除草・駆除しないための目印の添付などの改善策が講じられながら、生物多様性を保全するための取組が継続される予定です。



キンラン



キキョウ



ミズトンボ
(県絶滅危惧Ⅱ類)

(3) 本ガイドラインの使い方

本ガイドラインの利用にあたっては、まず、全体を一読していただくことが望まれます。そのうえで、それぞれの活動にあわせて、次の手順で利用していただくことをお勧めします。

<活動に合わせた本ガイドラインの利用手順（例）>

1) 開発事業を行おうとする方（公共事業含む）

（想定される利用者：民間開発事業者・県・市町村など）

① 「あいちミティゲーション」の考え方に沿った回避・最小化・代償の検討 【P.16】

「あいちミティゲーション」をお読みいただき、ご自身の事業においてミティゲーション（回避・最小化・代償）に取り組むことができないかを確認してください。



② チェックリストによる事業内容のチェック、基本的考え方の把握 【P. 32】

「開発事業用」のチェックリストを用いて、ご自身の事業をチェックすると共に、生物多様性の保全に資する開発を行う際の基本的な考え方を把握してください。

※生きもののすみかをつなぐ検討は、「生物多様性ポテンシャルマップ」や植生図等の生きものの生息生育情報を参考にして行ってください。



③ 「あいちミティゲーション定量評価手法」による定量評価と複数案の検討 【P. 27】

「あいちミティゲーション定量評価手法」をお読みいただき、ツールを用いて、ご自身の事業における事業前と事業後の総ポイントを把握してください。できるだけ複数案について把握して、より生物多様性の保全に貢献していただける事業計画になるよう努めてください。



④ 地域の生態系ネットワーク協議会への相談・参加、コラボレーション 【P. 資-6】

地域の生態系ネットワーク協議会が設立されている場合には、事業内容や進め方について協議会に相談していただくと共に、協議会へ参加して、地域の県民や事業者、NPO、行政などとコラボレーション（協働）しながら事業を進めてください。

※大規模行為届出制度の対象となる開発行為を行う場合は、届出に併せて、チェックリスト及び定量評価結果も提出していただくようお願いします。



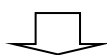
2) ビオトープ（森や草地、水辺などの生物の生息生育空間）を創出する事業を行おうとする方

（想定される利用者：県・市町村・NPO・大学・企業・学校など）

① チェックリストによる事業内容のチェック、基本的考え方の把握 【P. 32】

「ビオトープ創出事業用」のチェックリストを用いて、ご自身の事業をチェックしながら、ビオトープを創出する際の基本的な考え方を把握してください。

※生きもののすみかをつなぐ検討は、「生物多様性ポテンシャルマップ」や植生図等の生きものの生息生育情報を参考に行ってください。



② 「あいちミティゲーション定量評価手法」による定量評価と複数案の検討 【P. 27】

「あいちミティゲーション定量評価手法」をお読みいただき、ツールを用いて、ご自身の事業における事業前と事業後の総ポイントを把握してください。できるだけ複数案について把握して、より生物多様性の保全に貢献していただける事業計画になるよう努めてください。



③ 地域の生態系ネットワーク協議会への相談・参加、コラボレーション 【P. 資-6】

地域の生態系ネットワーク協議会が設立されている場合には、事業内容や進め方について協議会に相談していただくと共に、協議会へ参加して、地域の県民や事業者、NPO、行政などとコラボレーション（協働）しながら事業を進めてください。



3) 自然環境を保全する活動を行おうとする方 (想定される利用者：NPO・大学・企業など)

① チェックリストによる事業内容のチェック、基本的考え方の把握 【P. 32】

「自然環境保全活動用」のチェックリストを用いて、ご自身が予定されている活動をチェックしながら、生物多様性の保全に役立つ環境保全活動の基本的な考え方を把握してください。

※生きもののすみかをつなぐ検討は、「生物多様性ポテンシャルマップ」や植生図等の生きものの生息生育情報を参考にして行ってください。



② 「あいちミティゲーション定量評価手法」による定量評価 【P. 27】

「あいちミティゲーション定量評価手法」をお読みいただき、ツールを用いて、ご自身の活動における活動前と活動後の総ポイントを把握してください。



③ 地域の生態系ネットワーク協議会への相談・参加、コラボレーション 【P. 資-6】

地域の生態系ネットワーク協議会が設立されている場合には、活動内容や進め方について協議会に相談していただくと共に、協議会へ参加して、地域の県民や事業者、NPO、行政などとコラボレーション（協働）しながら事業を進めてください。



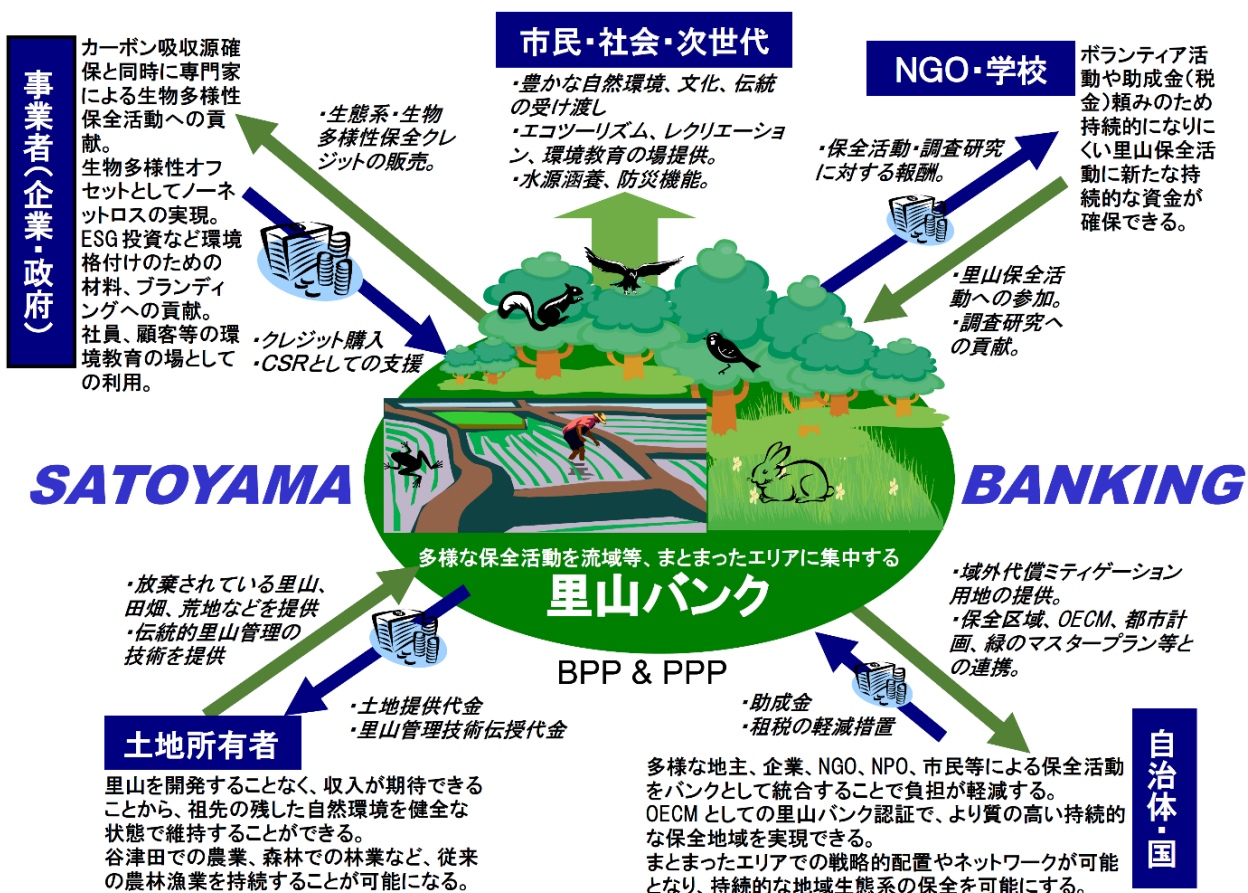
コラム：日本版生物多様性バンキング「里山バンキング」に向けた日本初の取組

株式会社椿ファームは、同社が所有する千葉県酒々井町（しすいまち）の43haの里山地域に、田中章氏（東京都市大学教授）の指導により、日本版生物多様性オフセット・バンクである「里山バンク」を日本で最初に設立し、東京センチュリー株式会社（TC）と協働してその活動を始めました。スプロール化による開発圧力の高い地域において、谷津田を取り巻く森林を含む一つの流域としてまとまった里山生態系が確保され、域内の自然生態系が専門家の指導により復元・維持管理されます。バンク内での生物多様性保全やカーボン吸収などの生態系保全効果は専門家により生態的かつ定量的にクレジットとして評価されることとなります。これらのクレジットを購入することで、開発等の経済活動による自然へのマイナスの影響が、バンクのプラスの成果で相殺（オフセット）され、開発や企業活動のノーネットロス化が実現することを目指しています。今後も多様な企業、NPO、学校、行政などとの連携を進めながら、具体的な里山保全活動とそのため仕組みづくりを通して、将来の世代に日本の誇る里山生態系をまとまった形で受け渡すことに貢献していきたいと考えています。

なお、田中章氏が提唱する「里山バンキング」の概念図については下図（田中章氏提供）のとおりです。



椿TC里山バンクの眺望



図：里山バンキングの概念図（田中章氏作成図（2010）を作成者により修正）

はじめに

本ガイドラインの
活用にあたって

第1章
あいちミティゲーション

第2章
あいちミティゲーション
定量評価手法

第3章
生態系ネットワーク
チェックリスト

第4章
生物多様性ポテンシャル
マップ

資料編

第1章 あいちミティゲーション

～開発などにおける、自然の保全・再生とネットワーク化を進める方法～

Point

- 「あいちミティゲーション」は、土地利用の転換や開発などにおいて、自然への影響を回避・最小化した後に残る影響を、生態系ネットワークの形成に役立つ場所や内容で代償することにより、開発区域内のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を促す、本県独自のしくみです。
- 「あいちミティゲーション」では、事業計画の早い段階で県に相談し、専門家派遣を受けることが重要です。
- 「あいちミティゲーション」の対象となるのは「開発事業」で、大規模行為届出制度や生態系ネットワークチェックリストによって進めます。

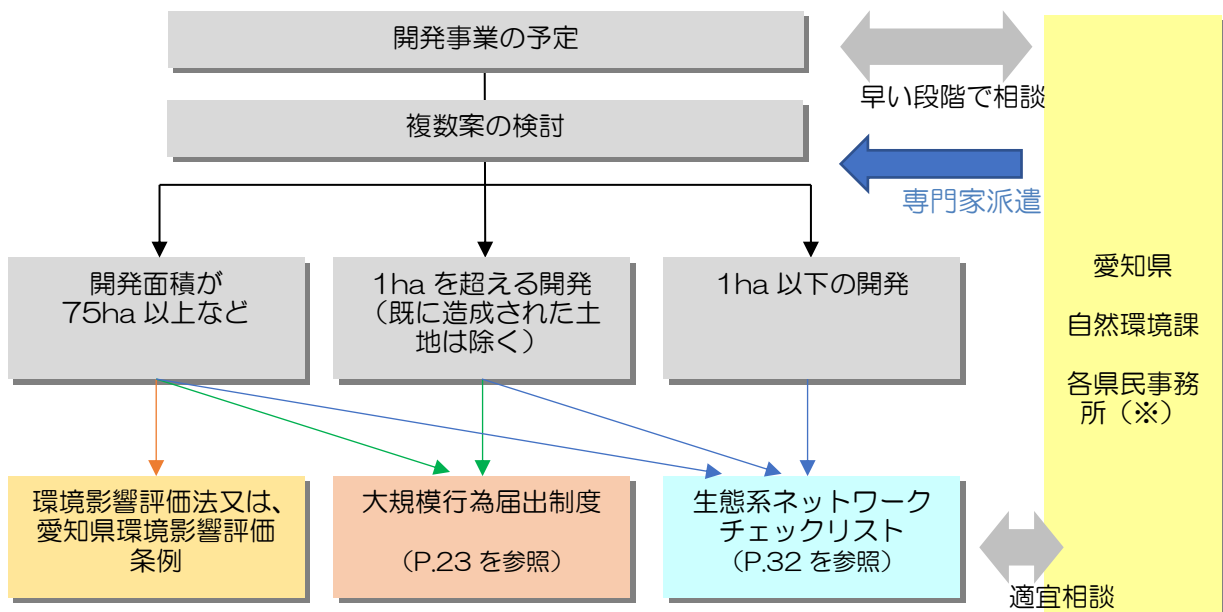
(1) あいちミティゲーションとは

ミティゲーションとは、開発の際に自然への影響を回避したり緩和することです。本県で推進する「あいちミティゲーション」は、このミティゲーションの考え方に基づいて、土地利用の転換や開発などにおいて、自然への影響を回避、最小化した後に残る影響を、生態系ネットワークの形成に役立つ場所や内容で代償することにより、開発区域内のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を促す、本県独自の仕組みです。自然環境への影響の回避、最小化、代償を行うミティゲーションを、生態系ネットワークの形成に役立てて、地域全体の自然の質の総量の維持向上を図っていくしくみであることが「あいちミティゲーション」の特徴です。

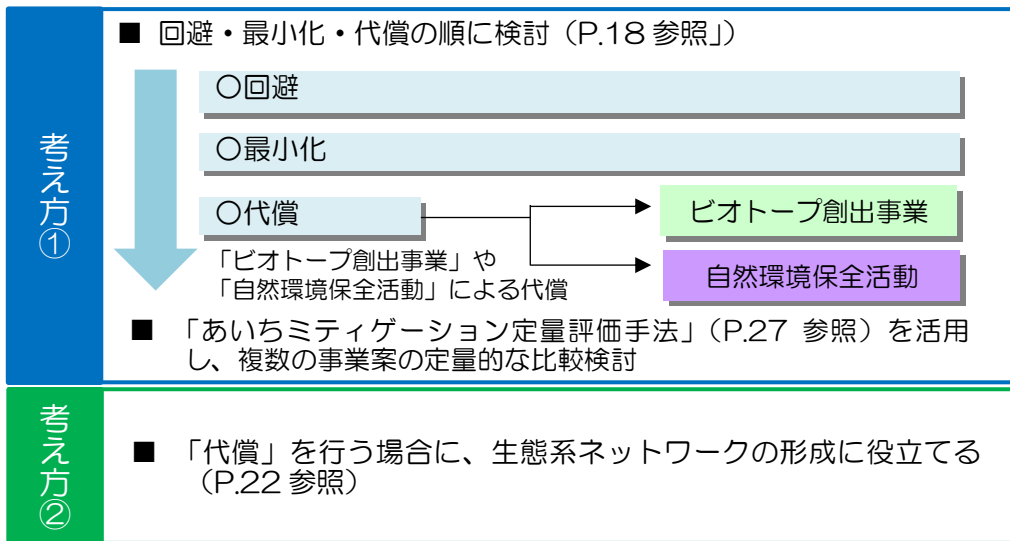
あいちミティゲーションの主な対象となるのは、開発事業です。開発事業は規模によって次の3つに区分されます。

- ①法や条例に基づく環境アセスメント対象事業（75ha 以上など）
- ②大規模行為届出制度の対象事業（1 ha 超の開発（既に造成された土地を除く））
- ③大規模行為届出制度の対象事業以外

このそれぞれにおいて、次図に示すように法や条例、制度、チェックリストを活用し、ミティゲーションを行います。



【あいちミティゲーションの考え方】



あいちミティゲーションの流れ

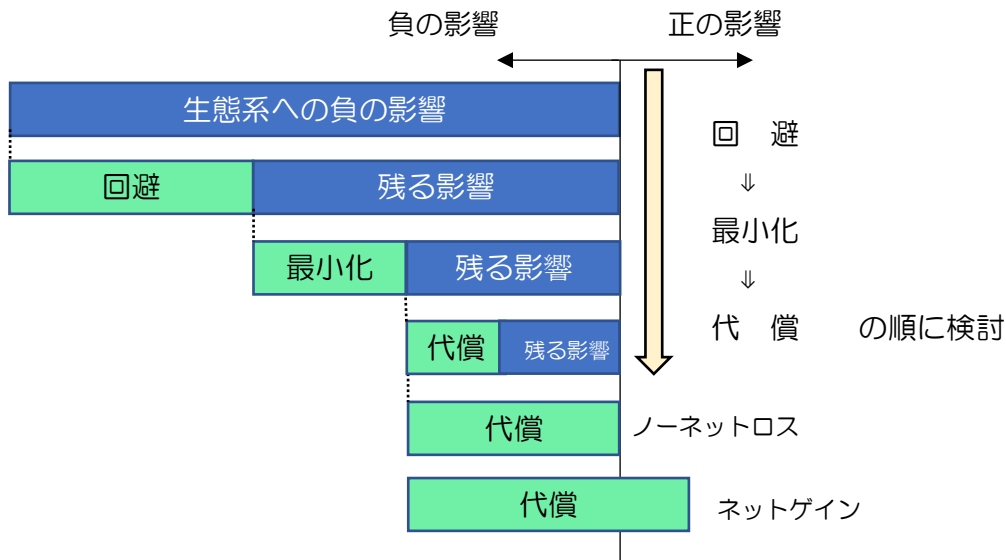
※相談窓口は、事業等を実施する市町村により異なります。詳しくはP.資-8をご参照ください。

- はじめに
- 本ガイドラインの活用にあたって
- 第一章 あいちミティゲーション
- 第二章 あいちミティゲーション定量評価手法
- 第三章 生態系ネットワークチェックリスト
- 第四章 生物多様性ポテンシャルマップ
- 資料編

(2) あいちミティゲーションの考え方

1) 考え方① 回避・最小化・代償の順に検討

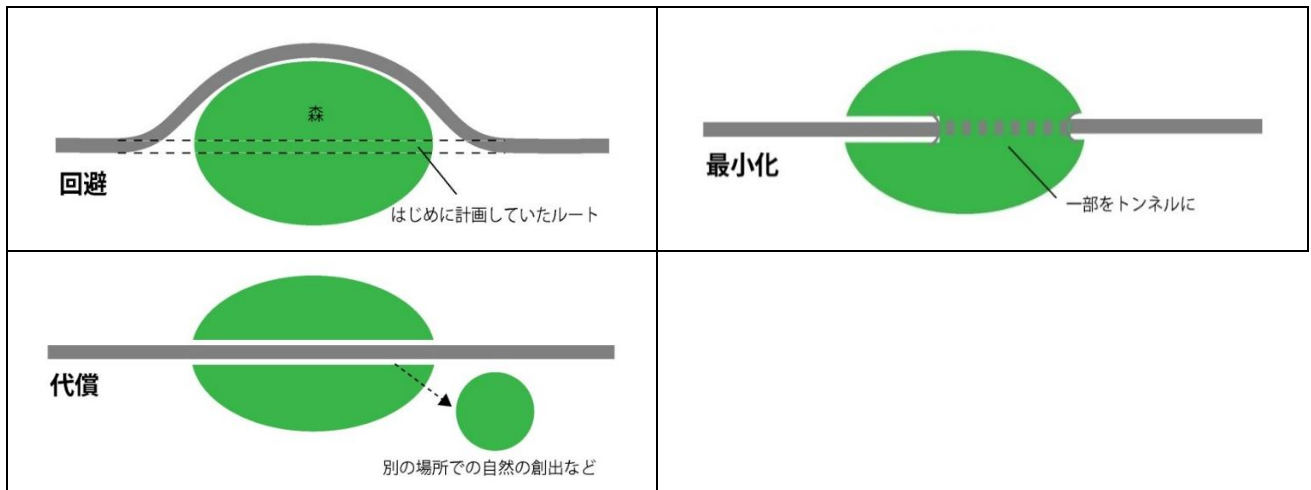
「あいちミティゲーション」では、開発などにおける自然への負の影響（生物の生息地が消失・分断・劣化する等）が予想される場合、その影響を低減させる方法を、回避・最小化・代償の順番（ミティゲーションヒエラルキー）で検討します。通常、これらのミティゲーションを実施してもある程度の負の影響は残りますが、中には影響がゼロ（ノーネットロス）や、正の影響（ネットゲイン）を実現している先進事例もあります。



ミティゲーションヒエラルキーの考え方

※田中章（2009）「生物多様性オフセット」制度の諸外国における現状と地球生態系銀行、「アースバンク」の提言
及び環境省（H26）「日本の環境影響評価における生物多様性オフセットの実施に向けて（案）」を基に作成

- 回避**：開発を中止したり、別の場所で行うことにより自然への悪影響を避けること。特に、重要な自然環境（干潟、湿地、希少な野生動植物が生育生息する地域など、一度、開発をされてしまったら再生できないような場所）においては最も優先されるべき手段。
- 最小化**：開発面積を縮小するなどして自然への悪影響をできる限り少なくすること。
- 代償**：開発によって失われる自然のかわりに、開発区域内外で自然を保全・再生・創出する。回避・最小化しても影響が残ると考えられる場合に、最後の手段として検討される。



回避、最小化、代償の例（森をつらぬく道路の建設計画があった場合）

コラム：HEP (Habitat Evaluation Procedure)による生態系の定量評価

開発などにおける生態系への負の影響や、ミティゲーションによる正の影響を定量的に測る手法のひとつに、HEP (Habitat Evaluation Procedure : ハビタット評価手続き) があります。



HEP は、開発事業や都市計画、自然再生等の幅広い対象の計画案の選定時に適用できるほか、維持管理のモニタリング結果の評価に応用することもできます。例えば、①工場緑地を整備する際、どのような緑地（針葉樹林・落葉樹林・草地・湿地など）がフクロウの生息に適しているか、②どのような整備方法（工法）が適しているか、③現在の工場緑地と10年間管理を行った後とどちらが適しているか等を比較評価することができます。このように、複数案を比較検討することが、生態系の定量評価においては重要です。



HEP では、ある生きものの生息地の状態を「質」×「空間」×「時間」の視点から総合的に評価します。どの生物の生息地として評価するのかを決める際には、HSIモデルと呼ばれる「質」の算定式が既にある種の中から種を選ぶか、専門家の判断によって新たに HSI モデルを作成することになります。事業や保全活動等の中で新たに HSI モデルを作成することができれば、今後のミティゲーションの推進にとっても、さらには学術的にも価値のある情報となります。

参考：『HEP 入門<ハビタット評価手続き>マニュアル』田中章著、2006年初版、朝倉書店

コラム：OECM について

OECM (Other Effective area based Conservation Measure) とは、法令等による保護地域以外の地域で、長期的に生物多様性の域内保全が図られるように管理されている地域です。OECM には、民間等の取組により生物多様性の保全が図られている地域や、在来種やその生息・生育地を維持するような農林業の管理地等を含みます。



2021年6月の主要7カ国首脳会議（G7サミット）で「2030年自然協約」が採択され、2030年までに陸と海のそれぞれ30%以上を保全すること、いわゆる「30by30」が合意されました。

また、環境省は、2021年8月27日に「30by30ロードマップ 基本コンセプト」を公表し、国立公園などの保護地域の拡充等に加え、OECM の設定などを通じて、国内でも「30by30」の達成を目指すこととしています。

回避、最小化、代償の方法としては、次に示すものが考えられます。

回避・最小化の方法

- 開発区域の縮小や区域の移動
- 道路の地下化や、橋梁化
- 造成の際の、自然の改変を最小に抑える配慮
- 法面を直壁にして、自然の改変面積を少なくするなどの構造の変更
- アンダーパスやオーバブリッジによる動物の移動経路の確保 など

代償の方法

●開発区域内における代償（域内代償）

- 開発区域内でのビオトープの創出
- 開発区域内に創出する緑地における生物生息への配慮
- 開発区域内に残存する自然地の生物の生息生育空間としての質の向上（人工林の広葉樹林化、外来種の森の在来種の森への転換など） など

●開発区域外における代償（域外代償）

- 開発事業者が所有する土地でのビオトープの創出
- 県有地や大学等におけるビオトープの創出や樹林や湿地などの継続的な保全管理の実施
- NPO などによる自然環境保全活動への継続的な支援

愛知県では、過去にも藤前干潟や海上の森など、重要な自然環境を回避により保全してきた実績があります。また、近年県内において域外代償が進められている事例もあります。

コラム：藤前干潟における「回避」

1984年、伊勢湾に広がる藤前干潟のうち、一部をごみの埋立処分場とする計画を名古屋市が発表しました。この計画に対して、地元自治会をはじめ市民団体による見直しを求める活動が行われ、1999年には名古屋市の最終判断にて計画は中止し、藤前干潟の埋め立ては回避されました。

藤前干潟は、渡り鳥の中継地として国際的にも重要であるとして、2002年にラムサール条約の「国際的に重要な湿地」に登録され、様々な主体による保全活動が行われています。



藤前干潟



はじめに

本ガイドラインの
活用にあたって

第1章
あいちミニイゲーシヨン

第2章
あいちミニイゲーシヨン
定量評価手法

第3章
生態系ネットワーク
チェックリスト

第4章
生物多様性ポテンシャル
マップ

資料編

コラム：愛・地球博における「最小化」、「代償」

2005年に「自然の叡智」をテーマに開催された愛・地球博は、当初（1994年）、瀬戸市南東部を会場候補地とし、その中心地にある「海上の森」を大幅に造成する計画でした。しかし、「海上の森」は、樹林や水田、湿地など多様な環境が入り組んだ里山で、生物多様性の高い地域であることから、情報公開や関係者からの意見聴取をふまえ、環境への影響を回避・最小化する対策がとられました。

その結果、約650haを造成する予定だった海上の森のほとんどを保全し、約15haに減らす計画に変更（最小化）されました。さらに、絶滅危惧種の保全対策（代償）が実施されました。

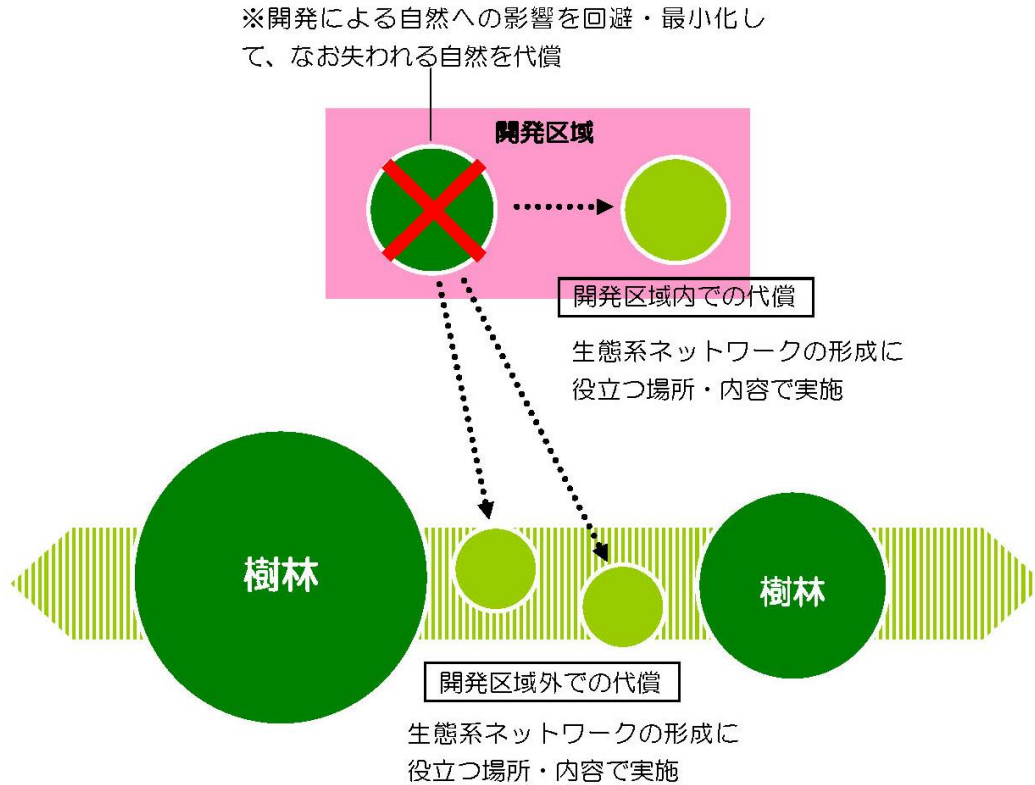


海上の森



2) 考え方② 生態系ネットワークの形成に役立てる

あいちミティゲーションでは、開発区域内や開発区域外で代償を行う場合に、生態系ネットワークの形成に役立つ場所や内容で実施します。開発区域外での代償では、生態系ネットワークに協力する方から土地の提供を受けるなど、多様な主体の参加とコラボレーション（協働）によって実施します。



生態系ネットワーク形成のイメージ

コラム：生態系ネットワークの形成に向けた取組（域外代償の例）

A法人は、県内で実施する大規模な開発行為にあわせて、開発区域外で植樹を行い、自然を創出するための検討を行いました。植樹候補地では、自然保全団体、専門家、行政等の多様な主体が集まり、周辺環境、樹種選定、植樹方法等についての話し合いが行われました。この話し合いを踏まえて、



A法人は当初計画の見直しを行い、開発区域外で生態系ネットワークの形成により役立つ場所や内容で植樹を行うための計画を進めることとしました。



(3) 大規模行為届出制度対象事業におけるあいちミティゲーション

愛知県では、「大規模行為届出制度」において、一定の開発行為を行われる事業者の方に、自然環境の保全と緑地の確保の観点から、事前に届出をしていただいています。この制度は、昭和48年に制定された「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づくものです。

開発事業を行う際に、開発区域内において、樹木の植栽などを行い整備する「回復緑地」や、元の自然を破壊せずに残す「保全緑地」は、地域の生物多様性の保全の観点から考えると、開発された区域に残される貴重な自然と捉えることができます。

回復緑地を整備する際などに、例えば、景観上の観点から植栽樹種として園芸種を選択することに代えて、その地域に本来生育するはずの在来種を選択することは、鳥や昆虫などの生物の生息空間につながりを持たせる生態系ネットワークの形成に役立ち、生物多様性の保全に資すると考えられます。

また、SDGs や気候変動対策とも関連して、自然環境や生物多様性の保全に対する関心が高まっている今日、開発事業において、生物多様性に配慮しながら緑地の整備を行うことは、開発に対する住民の理解にもつながる可能性があります。

開発事業に伴う緑地の確保を、生物多様性保全に配慮したものにすることで、自然の「質」の向上や生態系ネットワークの形成が進み、県内の生物多様性の維持・向上につながることを期待されます。

大規模行為届出制度の対象事業は、1ha 超の開発行為です（※）。本制度におけるあいちミティゲーションの内容を次頁以降に示します。

※大規模行為届出制度の対象

【対象面積】

行為に係る全体面積が 1ha を超える行為

【対象行為】

- ① 宅地の造成 ② 土地の開墾 ③ 鉱物の掘採 ④ 土石の採取
- ⑤ 水面の埋立 ⑥ 水面の干拓

(注1) 届出対象外となる場合

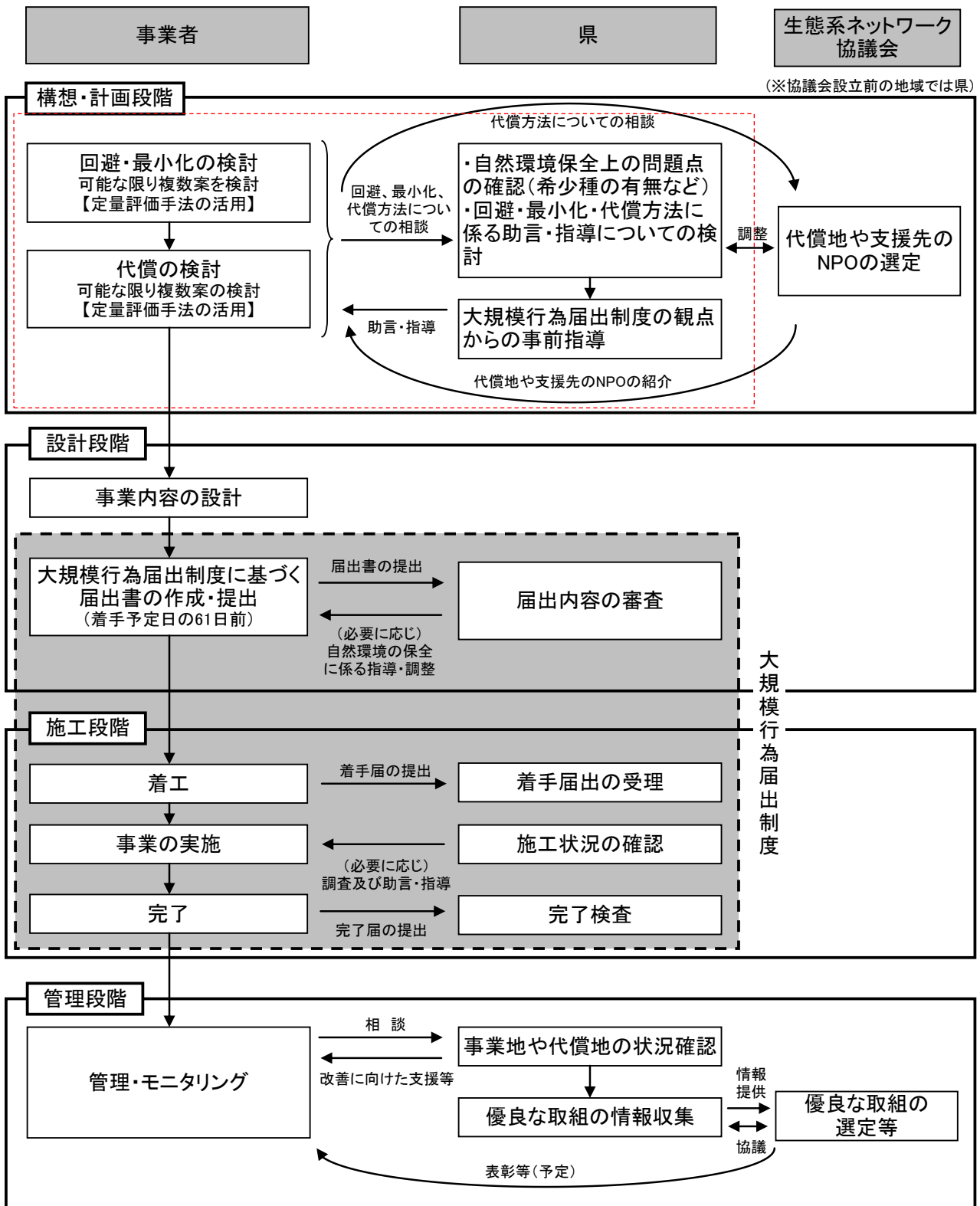
道路・公園・鉄道・砂防施設などの公共の用に供される施設を目的としたもの

(注2) 届出に代えて通知する必要がある場合

注1 以外の国または地方公共団体が行うもの

1) 実施手順

次のフローにしたがって実施します。できるだけ早い段階で、県や地域の生態系ネットワーク協議会に相談してください。



2) 実施内容

①緑地の面積の確保

「大規模行為届出制度」の対象となる開発事業について、下表に示す緑地面積の確保の基準を設けています。

「緑地の確保に関する基準」(大規模行為届出制度)

行為の区分		区域		緑地率			
		都市計画法による市街化区域		その他の区域			
		緑地率		うち現況山林の場合の保全緑地率		うち現況山林の場合の保全緑地率	
宅地の造成	住宅地	20ha 未満	%以上	%以上	%以上	%以上	%以上
		20ha 以上	5	2	5	2	
	事業所、営業所、倉庫等用地		5	2	10	4	
	工場用地 ※1		20	5	25	8	
	ゴルフ場用地 ※2		20	10	50	40	
	競技場、運動場、遊園地、その他これらに類する屋外施設の用地		20	5	30	10	
土地の開墾 ※3		可能な限り保全緑地を確保すること。					
鉱物の掘採、土石の採取		行為後の植栽可能地は、すべて回復緑地とすること。					
水面の埋立、干拓		その行為の目的により宅地造成等の例による。					
備考	※1 用地の周囲を5m以上緩衝樹林地とすること。 ※2 芝生地は緑地としない。またゴルフコース間及び境界内側の周囲を20m以上樹林地とすること。 ※3 農地、果樹園、牧草地等は回復緑地とみなす。						

②緑地の質の確保 (「第2章 あいちミティゲーション定量評価手法」参照)

緑地の質の確保のため、以下の2つの指標を設けています。

- A. 総ポイント (定量評価手法によって算出した開発区域の自然の質) 単位: 点
 B. 質ポイント (単位面積あたりの自然の質) 単位: 点/m²

A. 総ポイントの確保について

- 開発区域内での代償及び、開発区域外での代償^{注)}により、開発後の「総ポイント」が、**開発前の「総ポイント」の50%以上**となるよう確保することを推奨します。

注) 開発区域外での代償

開発区域外での代償は、事業者自らが行う自然の保全・再生のほか、NPOなどによるピオトープを創出する活動への支援、NPOなどによる自然保全・再生活動の支援が該当します。

B. 質ポイントの確保について

- 開発前の「開発区域の質ポイント」の点数に応じて、以下の質ポイントの確保をお願いします。

ア 開発前の「開発区域の質ポイント」が20点/m²以上の場合

→ 開発後の「緑地の質ポイント」が、「**開発区域の質ポイント**」以上となるよう確保

イ 開発前の「開発区域の質ポイント」が20点/m²未満の場合

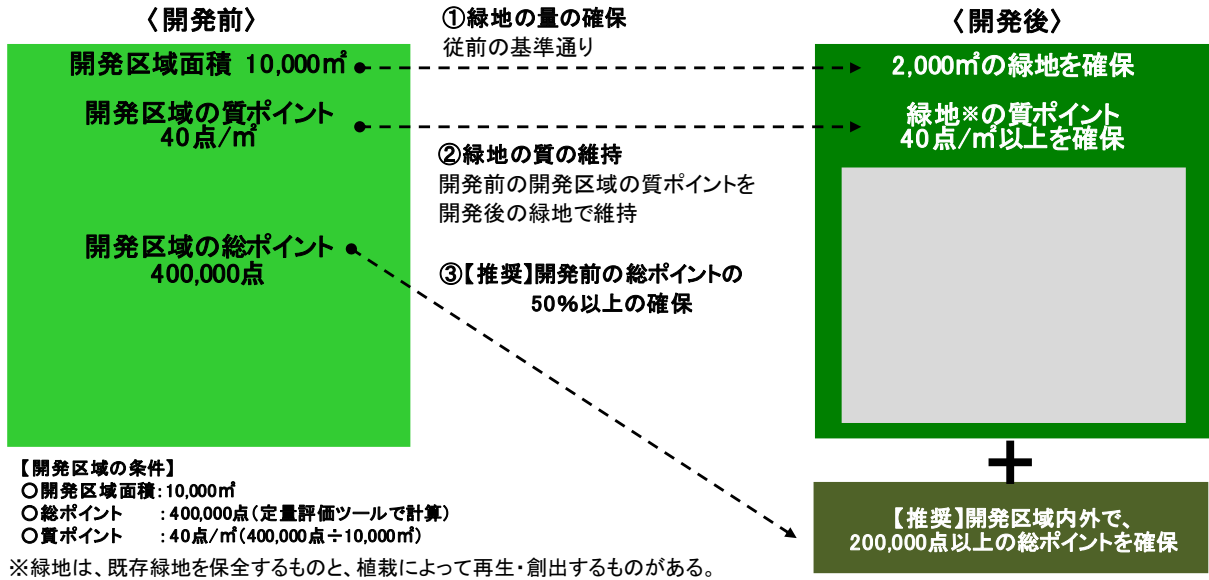
→ 開発後の「緑地の質ポイント」が**20点/m²以上**になるよう、緑地の質の向上を図る

■緑地の確保基準の説明

ア.開発前の「開発区域の質ポイント」が 20 点/㎡以上の場合

- 開発後の「緑地の質ポイント」について、開発前の「開発区域の質ポイント」以上を確保。

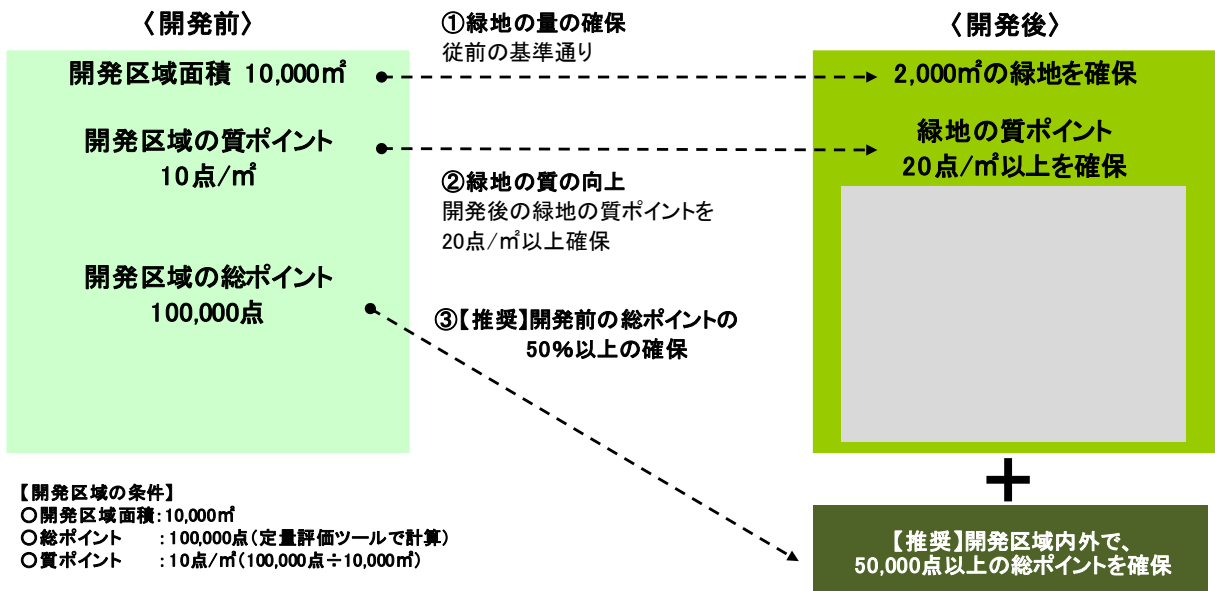
市街化区域の工場用地（緑地率 20%）の場合



イ. 開発前の「開発区域の質ポイント」が 20 点/㎡未満の場合

- 開発前の「開発区域の質ポイント」が 20 点/㎡未満の場合は、開発後の「緑地の質ポイント」を 20 点/㎡以上確保。

市街化区域の工場用地（緑地率 20%）の場合



（参考） 質ポイントの状態の目安

- 40 点/㎡：評価対象面積のすべてが、在来種の樹林の状態
- 20 点/㎡：評価対象面積の約 4 割が在来種の多い樹林で、残りが芝地の状態
- 20 点/㎡未満：評価対象面積のすべてが裸地・芝地・竹林・外来種の草地や、外来種の高木の状態
- 10 点/㎡：評価対象面積のすべてが、外来種の多い草地の状態

第2章 あいちミティゲーション定量評価手法

～取組の成果を見える化するツール～

Point

- あいちミティゲーション定量評価手法は、地域の様々な主体の方々の取組を効果的に進めていくため、取組の成果を測定し、「見える化」するための「共通のものさし」となるツールです。
- Excel ファイルへ開発事業案や保全活動の予定を入力することで、生物の生息生育空間としての質を反映した点数（総ポイント）を算出できます。自然環境の保全・再生を行うにあたって、設定する樹種を変えるなど何度もトライいただき、点数を比較することで、その場所の特性に合わせたより良い方法を選択することにつながることができます。

＜あいちミティゲーション定量評価ツールの入手方法＞

- ・あいちミティゲーション定量評価手法の、評価ツール（Excel ファイル）及び評価ツール利用マニュアルは、以下のウェブページで公表しており、どなたでも利用していただけます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/teiryohyouka.html>



(1) 定量評価のねらい

- ・自然環境の保全・再生の取組については、土地利用者、開発事業者、活動者など、地域の様々な主体の方々が、様々な場所で、様々な方法により進めていただいています。
- ・このような様々な主体の方々の取組を、今後より効果的に進めていただくためには、取組の成果を測定し、「見える化」するための「共通のものさし」が必要です。この「あいちミティゲーション定量評価手法」は、このような共通のものさしとして、様々な主体の方々が自然環境の保全・再生に取り組む際の具体的な目安を得るために活用いただくものです。

(2) 定量評価手法の基本的な考え方

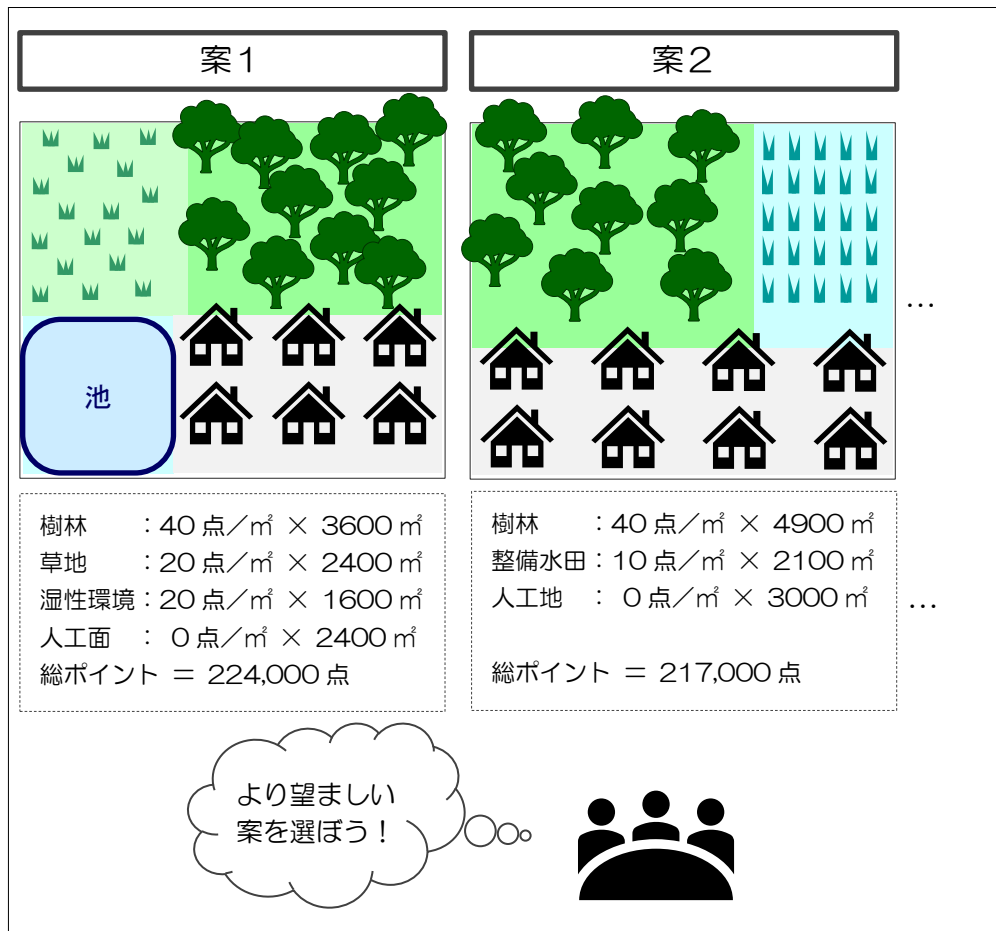
- ・この定量評価手法では、一定の区域について、生物の生息生育空間としての質を反映した点数（総ポイント）が算出できます。
- ・評価する土地の分割・分類を行い、質問に沿って分割した区画ごとに環境条件を Excel ファイルへ入力するだけで、その事業計画や取組予定の点数が算出されます。
- ・具体的には、対象とする区域の各区画において湿性環境や樹林といった環境タイプごとの量と質を掛け合わせ、全区画のポイントを合計すると対象区域の総ポイントとなります。



定量評価手法の基本的な考え方

(3) この定量評価手法が明らかにすること

- この定量評価手法を活用することで、生物の生息生育空間としての質と面積を掛け合わせた点数（総ポイント）を算出します。
- この点数は、その区域における自然環境の保全・再生の「やり方」によって変わります。したがって、一つの事業案を入力し点数を出せば終わりというものではありません。
- いくつもの事業案を検討し、それぞれについて定量評価手法で点数化を行い、その結果を比較検討することで、生態系ネットワーク形成の観点からより望ましい事業案を把握することができます。そのため、樹種を変える、改変面積を減らすなど、様々な条件で何度もトライしていただき、より良い取組内容となるよう活用していただきたいと考えています。
- ただし、具体的にその区域にどんな生きものがどれだけ生息しているかは評価に反映されません。あくまでも、様々な主体の方々が自然環境の保全・再生を行うにあたって、その場所の特性に合わせたより良い方法を選択するための点数化を行うものです。



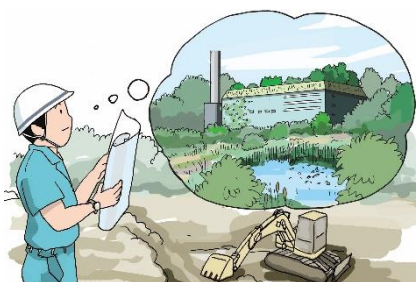
複数の事業案で定量評価手法を活用イメージ

(4) この定量評価手法の使いみち、使用するとき

- この定量評価手法は、「開発事業を行うとき」「ビオトープの創出を行うとき」「自然環境の保全活動を行うとき」などに活用していただくことを想定しています。
- 特に、大規模行為届出制度対象事業（P.23）において、緑地の質ポイントや総ポイントを算出する際は、この定量評価手法をご活用ください。
- また、「生態系ネットワークチェックリスト」（P.32）の中に、この定量評価手法を活用して算出した事業や取組の前後の点数を記入することで、取組の成果を定量的に把握することができます。

開発事業を行うとき

自然を点数として評価することにより、開発時の回避・最小化の検討にあたって、影響が少ない計画の立案、複数の計画案の比較などに活用いただけます。また、代償によって創出される自然を点数として把握することにより、失われる自然の量と質を少なくすることに役立てていただけます。



ビオトープの創出を行うとき

ビオトープ整備により創出される自然を、点数として評価できます。複数の取組案の比較、取組成果の発信などに活用いただけます。



自然環境の保全活動を行うとき

活動により向上する自然の質を、点数として評価できます。複数の取組案の比較、取組成果の発信、コラボレーション（協働）の推進などに活用いただけます。



- 評価対象の最小面積の目安は、植生や小動物の最低限の生息生育空間を考慮して、樹林が主体の環境では100㎡以上、低木・竹・草地で25㎡以上、湿性環境で10㎡以上とします。
- 生きものの生息基盤として、植生を主な指標としているため、大河川や海洋は、評価対象外となります。
- 希少種が生息・生育している場合には「質」の高い場所として、総ポイントが算出されます。具体的には、「レッドリストあいち」のランク（CR、EN、VU等）を入力することで、希少種がない場合に比べて、質ポイントを高く算出できるようになっています。ただし、希少種の生息・生育地が失われると種の絶滅に近づいてしまうため、そのような場所での開発行為は望ましくありません。可能な限り「回避」することが必要と考えられます。
- 事業や保全活動を行うにあたって、専門家からアドバイスをいただくことは生物多様性の保全を有効に進めるために重要です。
- 事業地や活動地において、地域住民や従業員に生物多様性に関する普及啓発を行ったり、環境学習を推進することも大切なことです。
- 本手法では評価できませんが、自然環境の保全・再生においては、場所の景観や地域住民の生活環境（日当たり、落葉等）にも配慮した自然を創出することが重要です。
- 本手法で点数化できる活動と点数化できない活動の例を下表に示します。その他の取組については、事前にご相談ください。

点数化できる活動の例	点数化できない活動の例
水草の刈り取り	湿性環境以外での外来動物（アライグマなど）の駆除
湿性環境での外来動物の駆除（池干しなど）	地域性系統の種苗の使用
里山管理	有機減（無）農薬による作物づくり
竹の除伐	堆肥づくり
外来植物の拡大防止	ゴミ清掃
草地の維持（草刈り、火入れなど）	

(5) この定量評価手法を活用して自然の質を高めるには

- 本県では、自然環境の保全・再生において、例えば「湿性環境で外来植物が少ない」「地域に適した植物が多い」などの取組（下図参照）にするほど、生物の生息生育空間としての質が高くなると考えており、この手法において高い点数になるよう設定しています。
- そのため、この手法によって、得点がより高くなるような取組内容を選択していただくことで、自然の質を高める方法を簡単に把握することができます。

観点		低い	<自然の質>	高い
湿性環境	人工護岸の割合	多い		少ない
	底張りの割合	多い		少ない
	外来植物の割合	多い		少ない
樹林	地域に適した植物	少ない		多い
	中層の植物	なし		あり
	外来植物の割合	多い		少ない
低木・竹・草地	地域に適した植物	少ない		多い
	外来植物の割合	多い		少ない
絶滅危惧種生息地の改変		あり		なし
緑地や水辺のまとまり		なし		あり
環境学習における活用		なし		あり
劣化した自然の回復作業		なし		あり

本定量評価手法において自然の質を高める方法（一例）

はじめに

本ガイドラインの活用にあたって

第1章
あいちミテイゲーシヨン

第2章
あいちミテイゲーシヨン
定量評価手法

第3章
生態系ネットワーク
チェックリスト

第4章
生物多様性ポテンシャル
マップ

資料編

第3章 生態系ネットワークチェックリスト

～簡単なチェックで効果的な取組を実現するツール～

はじめに

本ガイドラインの
活用にあたって

第1章
あいちミテイゲーシヨ
ン

第2章
あいちミテイゲーシヨ
ン
定量評価手法

第3章
生態系ネットワーク
チェックリスト

第4章
生物多様性ポテンシャル
マップ

資料編

Point

- 生態系ネットワークチェックリストは、様々な方々が自らの取組の内容を自己チェックし、取組をより良くするためにさらにできることに気づいていただくとともに、多様な主体のコラボレーション（協働）を進めていくためのツールです。
- 3種類のチェックリストから、実施する事業や活動に該当するものを選定し、チェックリストを使って事業や活動内容を確認してください。
- チェックリストは事業や活動の実施主体が県に提出してください。
- チェックリストは、できるだけ事業や活動の早い段階から活用してください。

(1) 生態系ネットワークチェックリストとは

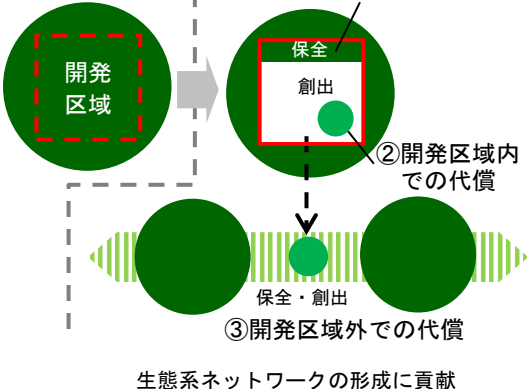
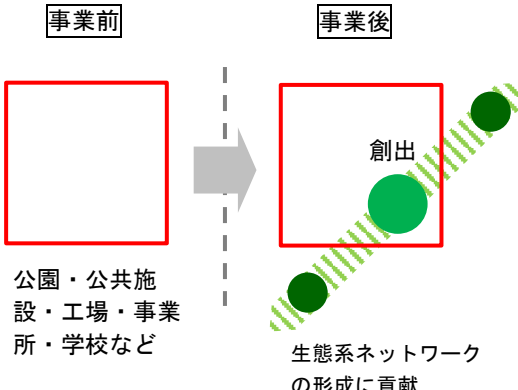
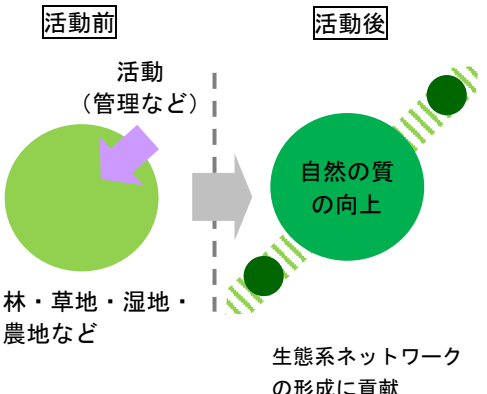
生態系ネットワークチェックリストは、様々な方々が、生物の生息生育空間の保全・再生などに取組まれる際に、その取組が地域の生態系ネットワークの形成に役立つものかどうかを確認し、取組をより良くするためにさらにできることに気づいていただくとともに、地域の多様な主体のコラボレーション（協働）による生態系ネットワークの形成を進めていただくことを目的に作成しました。

(2) 生態系ネットワークチェックリストの使い方

- 3種類の生態系ネットワークチェックリストから、実施する事業や活動に該当するものを選定してください。

生態系ネットワークチェックリスト（以下、チェックリスト）は、A.開発事業用、B.ピオトープ創出事業用、C.自然環境保全活動用の3つがあります。次ページの表を参照して、実施する事業や活動に該当するものを選択してください。

チェックリストの区分

	適用対象	該当する事業・活動の例
A.開発事業用 (公共事業含む)	<p>開発における自然への影響を回避、最小化、代償し、生物の生息生育空間を開発区域や区域外で保全・創出する事業</p>  <p>生態系ネットワークの形成に貢献</p>	<p>○公共施設の建設や、工場・事業所の新設、敷地拡大における自然の保全やビオトープ（樹林、草地、水辺など）の整備 など</p>
B.ビオトープ 創出事業用	<p>自然環境の損失を伴わず、新たに生物の生息生育空間を創出する事業</p>  <p>生態系ネットワークの形成に貢献</p>	<p>○工場・事業所、学校などの敷地内におけるビオトープの整備 ○企業が保有する空地などを活用したビオトープの整備 ○公園や公共施設、河川など公有地における、自然再生やビオトープの整備 など</p>
C.自然環境 保全活動用	<p>すでにある生物の生息生育空間を管理し、質の維持・向上を図る活動</p>  <p>生態系ネットワークの形成に貢献</p>	<p>○市民団体や企業の社員による里山管理（二次林の間伐、竹林の伐採など） ○企業が所有する林や草地の管理（間伐、草刈りなど） ○市民団体による湿地の管理 ○有機減(無)農薬や冬水田んぼなど、生物の生息環境に配慮した農業 など</p>

はじめに

本ガイドラインの
活用にあたって

第1章
あいちミティゲーション

第2章
あいちミティゲーション
定量評価手法

第3章
生態系ネットワーク
チェックリスト

第4章
生物多様性ポテンシャル
マップ

資料編

●チェックリストを使って事業や活動内容を確認してください。

本ガイドラインの「生態系ネットワークチェックリスト」を活用することによって、簡単に事業や活動の内容をより良くしていくことができます。

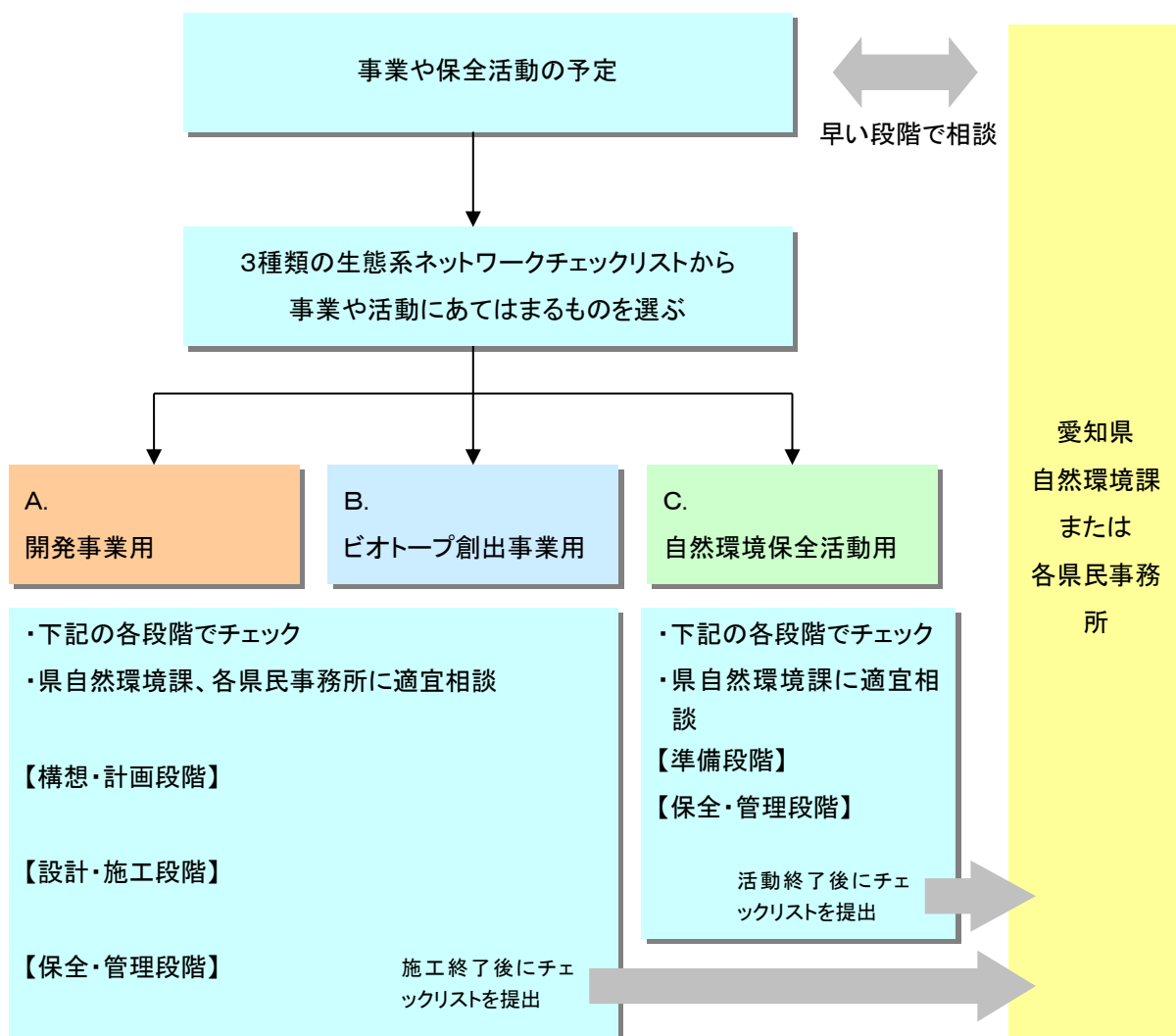
●チェックリストは、できるだけ事業や活動の早い段階から活用してください。

チェックリストの活用には、事業や活動を行うにあたって、注意すべき点を事前に知っておくという意味があります。したがって、チェックリストは、できるだけ事業や活動の早い段階から活用してください。

●チェックリストは事業や活動の実施主体が県に提出してください。

このチェックリストは、原則として、生物の生息生育空間の再生・創出や、保全・管理を直接行った主体が愛知県に提出してください。

チェックリスト提出先及び相談窓口は P.資-8 をご覧ください。



チェックリストの活用フロー

(3) 生態系ネットワークチェックリスト

次ページ以降に3種類の「生態系ネットワークチェックリスト」を示します。各チェックリストの後には、各チェック項目について解説を記載しているので、これを読んで事業や活動をチェックしてください。

- A.開発事業用 (36 ページ)
- B.ビオトープ創出事業用 (38 ページ)
- C.自然環境保全活動用 (40 ページ)

- はじめに
- 本ガイドラインの活用にあたって
- 第1章 あいちミティゲーション
- 第2章 あいちミティゲーション定量評価手法
- 第3章 生態系ネットワークチェックリスト
- 第4章 生物多様性ポテンシャルマップ
- 資料編

A.開発事業用

対象：開発における自然への影響を回避、最小化、代償し、生物の生息生育空間を開発区域や区域外で保全・創出する事業

● はじめに

- 本チェックリストは、項目にチェックが入れば、プラスの取組になっていると判断されるもので、チェックが入らなくても、マイナスの取組と判断されるものではありません。この点を理解していただき、積極的に活用してください。
- 本チェックリストを活用することで、配慮の方向性が分かり、個々に取り組むよりも社会的評価が得られやすくなります。
- このチェックリストは、愛知県に提出してください。

● 本チェックリストの使い方

- チェックリストは【構想・計画】【設計・施工】【保全・管理】の3段階に区分しています。事業によっては、これらの事業段階に明確に区別できない場合もあると考えられます。その場合には、事業段階に関わらず、すべての項目をチェックしてください。
- 本チェックリストを県に提出していただくタイミングは、【施工】終了時を想定しています。したがって、【保全・管理段階】については、提出時には、実施されていないことが多いと考えられますが、その場合は、実施を予定しているものとして、チェックをしてください。
- 事業前と事業後の結果を、《あいちミティゲーション定量評価手法》を活用して、点数化してください。これにより取組の成果がアピールしやすくなります。
- 事業に伴う各種手続きのできるだけ早い段階で、愛知県にご相談ください。

事業担当部署名・企業名 など

事業の種類（○をつけてください）

道路・河川・公園・公共施設（ ）・その他（ ）

施工場所（地図を添付してください）

事業名称

事業期間

事業概要（図面などの内容がわかる資料を添付してください）

■チェックリスト

【構想・計画段階】

- A1 資料やヒアリングなどから、事業・活動予定地及び周辺の植生、動植物の生息生育状況、基盤となる土地条件を把握した。
- A2 現地調査を実施し、事業・活動予定地及び周辺の植生や動植物の生息生育状況を把握した。
- A3 《生物多様性ポテンシャルマップ》などを用いて、事業予定地や活動場所の生態系ネットワーク上の位置づけを把握した。
- A4 目標種や目標環境を設定した。
- A5 専門家や地域の生態系ネットワーク協議会に相談した。
- A6 自然の把握や、生態系ネットワーク上の位置づけなどを、事業内容に反映した。
- A7 回避・最小化・代償の順に自然の保全対策を検討した。
- A8 植栽に在来種を活用することを検討した。

【設計・施工段階】

- A9 生物の生息生育に配慮した構造物や植栽方法などを検討した。
- A10 地域住民や企業の参加による植樹などを実施した。
- A11 施工時の濁水の流出防止や、工事用道路による影響の最小化など、施工時の影響軽減などの対策を検討、実施した。
- A12 継続的な管理を行うための管理計画を策定した。

【保全・管理段階】

- A13 外来種の拡大防止に努めた。
- A14 地域外から、生きものを導入することは避けた。
- A15 地域住民や企業の参加による管理を行った。
- A16 生きものの生息生育を考えた管理を行った。
- A17 定期的に生きものの調査を行い、自然の保全・再生状況を把握した。
- A18 必要に応じて、管理方法などの改善を行った。
- A19 事業や保全活動の内容や成果について広報し、取組の普及・拡大につなげた。

《あいちミティゲーション定量評価手法》による事業前と事業後の点数
 結果 (事業前 ポイント) ⇒ (事業後 ポイント)

その他、工夫した点・アピールポイントなど

はじめに

本ガイドラインの
活用に当たって

第1章
あいちミティゲーション

第2章
あいちミティゲーション
定量評価手法

第3章
生態系ネットワーク
チェックリスト

第4章
生物多様性ポテンシャル
マップ

資料編

B.ビオトープ創出事業用

「ビオトープ」という言葉は、我が国では「人の手で作られた水辺」のイメージがありますが、本来の意味は「生物の生息生育空間」で、水辺だけでなく樹林や草地などの様々な環境が含まれます。また、創出した場所だけでなく、本来その場所にある環境も含まれます。

対象：自然環境の損失を伴わず、新たに生物の生息生育空間を創出する事業

● はじめに

- 本チェックリストは、項目にチェックが入れば、プラスの取組になっていると判断されるもので、チェックが入らなくても、マイナスの取組と判断されるものではありません。この点を理解していただき、積極的に活用してください。
- 本チェックリストを活用することで、配慮の方向性が分かり、個々に取り組むよりも社会的評価が得られやすくなります。
- このチェックリストは、愛知県に提出してください。

● 本チェックリストの使い方

- チェックリストは【構想・計画】【設計・施工】【保全・管理】の3段階に区分しています。事業によっては、これらの事業段階に明確に区別できない場合もあると考えられます。その場合には、事業段階に関わらず、すべての項目をチェックしてください。
- 本チェックリストを県に提出していただくタイミングは、【施工】終了時を想定しています。したがって、【保全・管理段階】については、提出時には、実施されていないことが多いと考えられますが、その場合は、実施を予定しているものとして、チェックをしてください。
- 事業前と事業後の結果を、《あいちミティゲーション定量評価手法》を活用して、点数化してください。これにより取組の成果がアピールしやすくなります。
- 事業に伴う各種手続きのできるだけ早い段階で、愛知県にご相談ください。

事業担当部署名・企業名 など

施工場所（地図を添付してください）

事業名称

事業期間

事業概要（図面などの内容がわかる資料を添付してください）

■チェックリスト

【構想・計画段階】

- B1 資料やヒアリングなどから、事業・活動予定地及び周辺の植生、動植物の生息生育状況、基盤となる土地条件を把握した。
- B2 現地調査を実施し、事業・活動予定地及び周辺の植生や動植物の生息生育状況を把握した。
- B3 《生物多様性ポテンシャルマップ》などを用いて、事業予定地や活動場所の生態系ネットワーク上の位置づけを把握した。
- B4 目標種や目標環境を設定した。
- B5 専門家や地域の生態系ネットワーク協議会に相談した。
- B6 自然の把握や、生態系ネットワーク上の位置づけなどを、事業内容に反映した。
- B7 植栽に在来種を活用することを検討した。

【設計・施工段階】

- B8 地域住民や企業の参加による植樹などを実施した。
- B9 継続的な管理を行うための管理計画を策定した。

【保全・管理段階】

- B10 外来種の拡大防止に努めた。
- B11 地域外から、生きものを導入することは避けた。
- B12 地域住民や企業の参加による管理を行った。
- B13 生きものの生息生育を考えた管理を行った。
- B14 定期的に生きものの調査を行い、自然の保全・再生状況を把握した。
- B15 必要に応じて、管理方法などの改善を行った。
- B16 事業や保全活動の内容や成果について広報し、取組の普及・拡大につなげた。

《あいちミティゲーション定量評価手法》による事業前と事業後の点数
結果 (事業前 ポイント) ⇒ (事業後 ポイント)

その他、工夫した点・アピールポイントなど

はじめに

本ガイドラインの
活用にあたって

第1章
あいちミティゲーション

第2章
あいちミティゲーション
定量評価手法

第3章
生態系ネットワーク
チェックリスト

第4章
生物多様性ポテンシャル
マップ

資料編

C.自然環境保全活動用

対象：すでにある生物の生息生育空間を管理し、質の維持・向上を図る活動

●はじめに

- ・本チェックリストは、項目にチェックが入れば、プラスの取組になっていると判断されるもので、チェックが入らなくても、マイナスの取組と判断されるものではありません。この点を理解していただき、積極的に活用してください。
- ・本チェックリストを活用することで、配慮の方向性が分かり、個々に取り組むよりも社会的評価が得られやすくなります。
- ・このチェックリストは、愛知県に提出してください。

●本チェックリストの使い方

- ・チェックリストは、【準備段階】と【保全・管理段階】に区分しています。
- ・事業前と事業後の結果を、《あいちミティゲーション定量評価手法》を活用して、点数化してください。これにより取組の成果がアピールしやすくなります。
- ・活動の予定を検討しているできるだけ早い段階で、愛知県にご相談ください。

団体・組織名 など

活動場所（地図を添付してください）

活動の名称

活動期間

活動の概要（内容がわかる資料を添付してください）

■チェックリスト

【準備段階】

- C1 資料やヒアリングなどから、事業・活動予定地及び周辺の植生、動植物の生息生育状況、基盤となる土地条件を把握した。
- C2 現地調査を実施し、事業・活動予定地及び周辺の植生や動植物の生息生育状況を把握した。
- C3 《生物多様性ポテンシャルマップ》などを用いて、事業予定地や活動場所の生態系ネットワーク上の位置づけを把握した。
- C4 目標種や目標環境を設定した。
- C5 専門家や地域の生態系ネットワーク協議会に相談した。
- C6 植栽に在来種を活用することを検討した。

【保全・管理段階】

- C7 外来種の拡大防止に努めた。
- C8 地域住民や企業の参加による管理を行った。
- C9 生きものの生息生育を考えた管理を行った。
- C10 定期的に生きものの調査を行い、自然の保全・再生状況を把握した。
- C11 必要に応じて、管理方法などの改善を行った。
- C12 事業や保全活動の内容や成果について広報し、取組の普及・拡大につなげた。
- C13 継続的な管理を行うための管理計画を策定した。

《あいちミティゲーション定量評価手法》による事業前と事業後の点数
 結果 (事業前 ポイント) ⇒ (事業後 ポイント)

その他、工夫した点・アピールポイントなど

はじめに

本ガイドラインの
活用にあたって

第1章
あいちミティゲーション

第2章
あいちミティゲーション
定量評価手法

第3章
生態系ネットワーク
チェックリスト

第4章
生物多様性ポテンシャル
マップ

資料編

【チェックリスト項目解説】

A●はA.開発事業用のチェックリストの項目、**B●**はB.ビオトープ創出事業用のチェックリストの項目、**C●**はC.自然環境保全活動用との対応を示しています。

【構想・計画段階】【準備段階】

◎資料やヒアリングなどから、事業・活動予定地及び周辺の植生、動植物の生息生育状況、基盤となる土地条件を把握した。**A1 B1 C1**

- ・資料（事業地周辺でこれまでに実施された自然環境調査、生物多様性地域戦略などの関連行政計画）による下調べ、地域の市民団体や学識者へのヒアリングなどから、事業・活動予定地及び周辺の植生、動植物の生息生育状況を把握します。
- ・事業を行う場合には、あわせて、基盤となる土地条件（地形、地質、土壌、水系、土地利用など）、関連法指定、過去の土地利用などを把握します。

◎現地調査を実施し、事業・活動予定地及び周辺の植生や動植物の生息生育状況を把握した。

A2 B2 C2

- ・事業・活動の目途が立った段階で、現地調査を実施し、植生及び動植物の生息生育状況を把握します。
- ・特に、国や県のレッドデータブックに掲載されている絶滅危惧種の生息生育状況を把握しておくことが重要です。



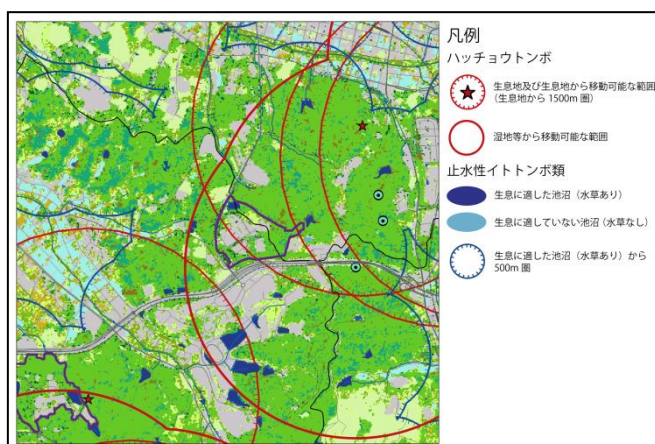
愛知県のレッドデータブックの掲載種は以下のサイトで確認できます。

<http://kankyojoho.pref.aichi.jp/rdb/index.html>



◎《生物多様性ポテンシャルマップ》などを用いて、事業予定地や活動場所の生態系ネットワーク上の位置づけを把握した。**A3 B3 C3**

- ・生物多様性ポテンシャルマップや植生図などの生きものの生息・生育情報を用いて、事業予定地や活動場所の生態系ネットワーク上の位置づけを把握します（生物多様性ポテンシャルマップについては、62 ページを参照してください）。



知多半島臨海部で企業や学生等が連携して進める「命をつなぐ PROJECT」の活動においては、周辺環境含めた生態系ポテンシャルを考慮の上、連携企業の敷地等に計画的にビオトープを整備することで、生態系のネットワーク化を図っています。（写真：東レ(株)東海工場）

◎目標種や目標環境を設定した。A4 B4 C4

- 生物の生息生育空間の創出や保全活動においては、目標種を設定し、目標種の生息に適した環境を目標環境とすることが望めます。目標種が生息している場合には目標が達成されたことになり、取組の成果もわかりやすくなります。
- 目標種の設定には『みんなで調べよう！あいちの生物多様性 モニタリング ハンドブック』（愛知県）をご活用ください。

■目標種の候補となる生きもの

○生態系ネットワークの指標種
生態系ネットワークを検討する際に役立つ種です。生物多様性ポテンシャルマップの掲載種などが該当します。
例) カヤネズミ、ツキノワグマ、テン、サギ類、ヨシゴイ、カモ類、オオタカ、サシバ、クマタカ、シギ・チドリ類、シジュウカラ、アカウミガメ、アカガエル類、アユ・ウナギ、イトトンボ類、オオムラサキ など

○希少種
レッドデータブックに記載されている種です。生息場所の減少や生息環境の悪化が進んでいることから、生息場所の保全・再生・創出を図ることには意義があります。ただし、他地域からの導入を行わないことや、増やすことのみを目指す養殖場所にならないようにすることに注意が必要です。
例) カヤネズミ、ナゴヤダルマガエル、メダカ、ホトケドジョウ、ギフチョウ、シラタマホシクサ、シデコブシなど

○高次消費者
生態系の食う、食われるという関係の上位に位置する種です。高次消費者の生息環境を守ることでその生息を支える豊かな自然が守られる種です。
例) キツネ、テン、オオタカ、サシバ、クマタカ、フクロウ、カワセミ、サギ類 など

○象徴種
地域の歴史・文化とかかわりの深い（たとえば知多半島のキツネ（ごん狐））や、姿や鳴き声が美しい、面白い形をしている、馴染み深いなど多くの人々が興味を持つ種で、多くの人に共感が得られる種です。
例) キツネ、ノウサギ、カワセミ、トンボ類（オニヤンマ・ハッチョウトンボなど）、チョウ類（ギフチョウ、オオムラサキなど）、カブトムシ、シラタマホシクサ、シデコブシ など



(株)豊田自動織機によるビオトープ創出事業では、生態系ネットワーク上の位置づけなどをもとに目標種や目標環境を設定しています。

■目標種、目標環境、活動内容の検討イメージ

目標種	目標環境	活動内容
ハッチョウトンボ	浅い湧水湿地	<ul style="list-style-type: none"> ・湿地に侵入して乾燥化を進める樹木などの除去 ・ヤゴの生息に適した水深の確保 など
ギフチョウ	ギフチョウの幼虫の食草であるカンアオイ類と、成虫が蜜を吸うツツジ類が生育する、林内に光が入る比較的明るい林	<ul style="list-style-type: none"> ・カンアオイ類やツツジ類の保護と増殖 ・林内を暗くする常緑樹の伐採

コラム：目標種を呼びよせる植栽

目標種を設定したら、その生きものを呼びよせる工夫をしましょう。鳥やチョウ類には、それぞれ好きな花や木の実がありますので、植栽の選定においてそのような種を選ぶことで、目標種を呼びよせることができるかもしれません。例えば、アゲハチョウを呼びよせるためにはサンショウやミカンなどの柑橘類を植えることが有効です。

目標種の例	目標種を呼びよせる植栽
アサギマダラ	フジバカマ、ヒヨドリバナなど
アゲハチョウ	サンショウ、ミカンなどの柑橘類
メジロ	実のなる樹種（ガマズミなど）
オオヨシキリ	ヨシ



アサギマダラ



◎専門家や地域の生態系ネットワーク協議会に相談した。 A5 B5 C5

- ・専門家や地域の生態系ネットワーク協議会と相談し、地域の生態系ネットワーク形成の方針を把握します。
- ・専門家や生態系ネットワーク協議会から、事業や保全活動についてのアドバイスや、協力してくれるNPO、代償を行う場所の紹介を受けたりします。

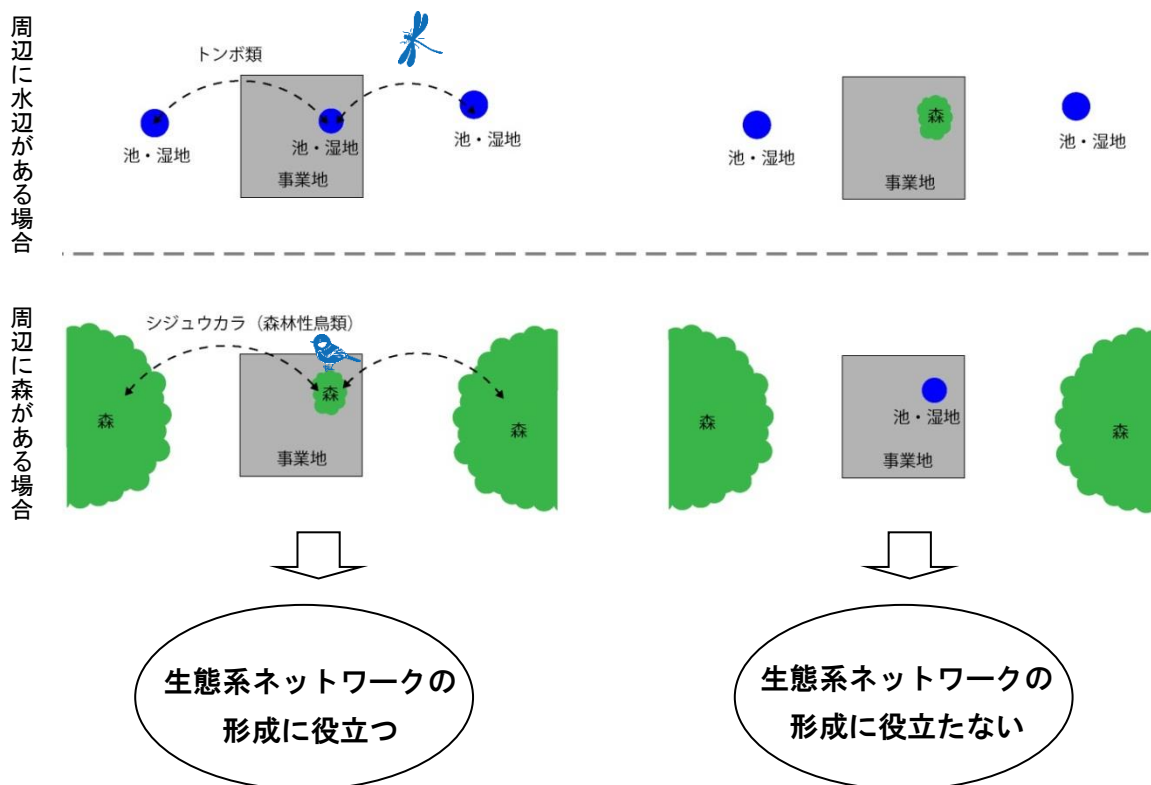
◎自然の把握や、生態系ネットワーク上の位置づけなどを、事業内容に反映した。A6 B6

- ・自然の把握や、生態系ネットワーク上の位置づけなどから、その場所にふさわしい自然環境を検討して、事業計画に反映します。検討の視点は、次の2点です。

■検討の視点

○再生・創出しようとしている自然は、生態系ネットワークの形成から考えてふさわしい自然か。

生態系ネットワークの形成に役立つように、保全、再生、創出する自然環境を検討してください。例えば、周辺に水辺がなく森がある場所で、敷地内に池や湿地をつくっても、トンボの行き来しやすい環境をつくる生態系ネットワークの形成には役立ちません。森をつくれればシジュウカラなどの森を利用する鳥の移動や生息に役立ちます。



注) 本図は取組と生態系ネットワークの形成との関係をわかりやすく示すために単純化しています。実際には、トンボやニホンアカガエルが一生涯の間に水辺と林の間を移動するように、生きものの生態に応じてネットワークを検討する必要があります。詳しくは、生物多様性ポテンシャルマップの「活用の手引き」をご覧ください。

○再生・創出しようとしている自然は、その場所の景観にふさわしいものか。

景観は、地域の地形、地質などを基盤としながら、地域の生産・生活様式を反映してかたちづくられてきたもので、地域に暮らす人々の地元への愛着の源になっています。再生・創出する自然は、こうした地域の文化と調和されたものとなるように配慮してください。その場合には、特に基盤となる土壌の保全や、地形にあった自然の創出などが重要です。景観に配慮することで、再生・創出する自然を、人にとっても生きものにとってもより良いものにすることができます。

◎回避・最小化・代償の順に自然の保全対策を検討した。A7

- 自然環境への影響を低減させるため、回避・最小化・代償の順に自然の保全対策の検討を行ってください。
- 特に、事業計画地内に希少種が集中して生息生育している場合や、生態系ネットワークの拠点や回廊などがあり、事業や開発行為によって生態系ネットワークの分断が予測される場合には、回避・最小化について十分に検討してください。
- 検討にあたっては、可能な限り複数案を比較することが重要です。その際、「あいちミティゲーション定量評価手法」を用いて点数化して比較を行ってください。
- 大規模行為届出制度の対象事業（1 ha 以上の新規開発など）は、本ガイドラインによる緑地の質の確保に関する基準に基づいて検討を行ってください。

■回避・最小化・代償について

回 避：開発を中止したり、別の場所で行うことにより自然への悪影響を避ける

最 小 化：開発面積を縮小するなどして自然への悪影響をできる限り少なくする

代 償：開発によって失われる自然のかわりに、開発区域内で自然を創出して代償をする。
または、開発区域外で自然を保全・再生・創出して代償をする。

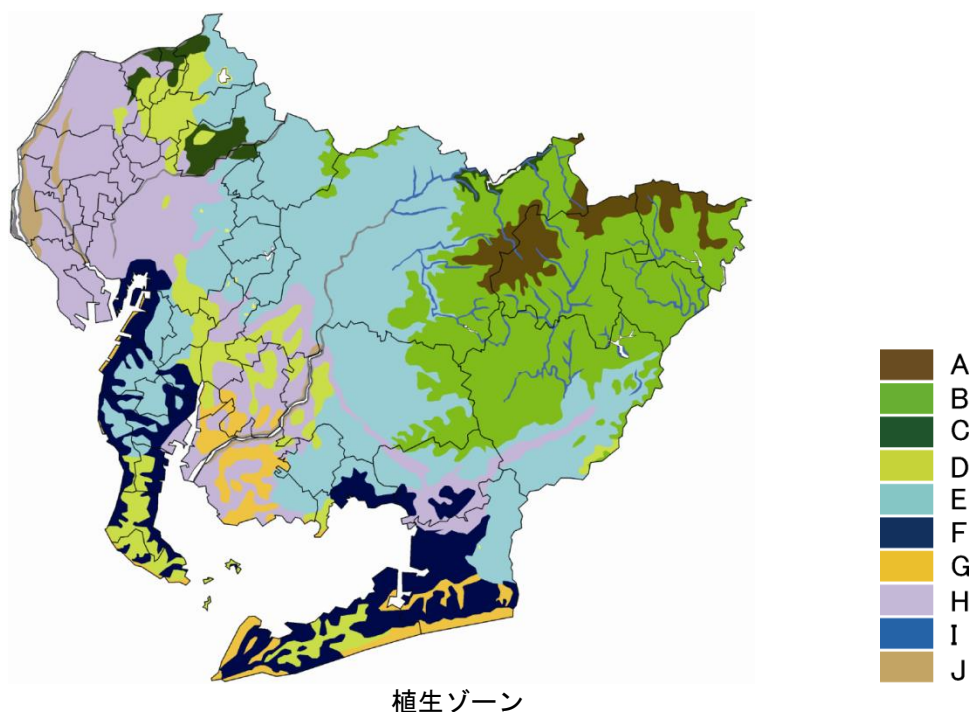


◎植栽に在来種を活用することを検討した。A8 B7 C6

- 地域の自然を見本として、植栽には地域の在来種を活用することで、生物の生息生育空間としての質の向上を図ります（手順参照）。
- 植栽する植物の種類を検討において、地域の生態系ネットワーク協議会に所属する NPO や専門家などと相談することも、適切な種類を選定する際に効果的です。
- また、同じ種類の樹木であっても、地域ごとに形や性質が異なる可能性があります。植物を植栽する際は、その地域に自生している個体から採取した種子や増殖した苗木を用いたり、造成前の自然地の表土を活用するなど、遺伝子レベルの生物多様性を守るための配慮をすることが望まれます。使用する種子や苗木は植栽場所から極力近い場所に生育していた個体から採取したものが良く、少なくとも植栽場所の位置する河川流域であることが望まれます。

【植栽する在来種を選定する手順】

- ①事業地や保全活動地の位置する植生ゾーンを選択します。
- ②「植生ゾーン別の植物種選定目安表」から目標とする植生タイプを選択します。
- ③●印がついている欄が、推奨される植物の組合せパターンです。緑の網掛けの植物を多めに用いることで、地域に合った植生の姿に近づきます。
- ④あわせて、周辺の自然地に生育する植物も参考にしてください。



※中部地方潜在自然植生図／日本植生誌・中部(昭和 60 年 2 月, 宮脇昭編著)を元に作成

植生ゾーン別の植物種選定目安表

植生タイプ	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	適した植物の組合せパターン	
常緑樹が目立つ樹林		●									【樹木】モミ、シキミ、ウラジロガシ、サカキ、ツクバネガシ、アカガシ、ユズリハ、アラカシ、ヤブツバキ、ソヨゴ、ヒサカキ、ヤブコウジ、マンリョウ、ツルアリドオシ、アセビ、ミヤマシキミ、バйкаツツジ、ムラサキシキブ／【草】キッコウハグマ、キジノオシダ	
			●								【樹木】シラカシ、スダジイ、アラカシ、ヤマモミジ、ツブラジイ、サカキ、ムクノキ、カクレミノ、コナラ、タブノキ、サネカズラ、フユイチゴ、ヤブコウジ、テイカカズラ、アオキ、イヌツゲ、ヒサカキ、ナツツタ／【草】ジャノヒゲ、ベニシダ、ハリガネワラビ	
				●								【樹木】スダジイ、アラカシ、ヤマモモ、モチノキ、ヤブツバキ、ヤブニッケイ、カクレミノ、タブノキ、ヒメユズリハ、ヒサカキ、ツルグミ、ヤブコウジ、テイカカズラ、マンリョウ、アリドオシ、サネカズラ、トベラ、キツタ／【草】ヤブラン、ベニシダ
					●							【樹木】ツブラジイ、サカキ、アラカシ、タカノツメ、ヤブツバキ、シャシヤンボ、ソヨゴ、カクレミノ、ヤブニッケイ、ヒサカキ、アオキ、アセビ、アリドオシ、テイカカズラ、マンリョウ、サネカズラ、フユイチゴ／【草】スズカカンアオイ、ヤブラン、ジャノヒゲ、ベニシダ
						●						【樹木】スダジイ、クロバイ、ヒメユズリハ、ヤブニッケイ、タブノキ、イヌマキ、タイミンタチバナ、ネズミモチ、ツルグミ、ヒサカキ、トベラ、アリドオシ、フウトウカズラ、マンリョウ、ヤブコウジ、テイカカズラ／【草】ヤブラン、コバノカナワラビ
								●				【樹木】タブノキ、ヤブニッケイ、シロダモ、ムクノキ、ヤブツバキ、モチノキ、カクレミノ、サカキ、クロガネモチ、ツブラジイ、エノキ、ネズミモチ、テイカカズラ、アオキ、ツルグミ、キツタ／【草】ヤブラン、ベニシダ、イノデ
落葉樹が目立つ樹林	●										【樹木】フナ、ミズナラ、ミズメ、ウリハダカエデ、コハウチワカエデ、アオハダ、リョウブ、ハリギリ、コミネカエデ、オオモミジ、サワシバ、ツルシキミ、シロモジ、カマツカ、オオカナメノキ、サワフタギ、アブラチャン、クロモジ、コバノネリコ／【ササ】スズタケ／【草】ミヤマカンスゲ、オシダ	
	●										【樹木】ミズナラ、ウリハダカエデ、ホオノキ、クリ、コハウチワカエデ、カスミザクラ、ミズキ、イタヤカエデ、ハウチワカエデ、ウワミズザクラ、リョウブ、ヒトツバカエデ、ウリカエデ、マンサク、コシアブラ、ミヤマガマズミ、ヤマウルシ、ツノハシバミ、ツリバナ、ノリウツギ、ダンコウバイ／【草】チゴユリ	
		●									※湿った場所 【樹木】コナラ、クヌギ、リョウブ、アラカシ、ヤマザクラ、イロハモミジ、タカノツメ、ウリカエデ、ソヨゴ、フジ、ムクノキ、エノキ、ネジキ、ヒサカキ、テイカカズラ、キツタ、イヌツゲ、ノイバラ／【ササ】ケネザサ／【草】ナガバジャノヒゲ、ヤブラン、ベニシダ	
		●									※乾いた場所 【樹木】コナラ、クリ、ウリカエデ、ウワミズザクラ、ミズキ、リョウブ、ヤマウルシ、ミツバアケビ、エゴノキ、オオモミジ、ウツギ、ノリウツギ、カマツカ、コウヤボウキ、クロモジ、ツリバナ、マルバノキ、イヌツゲ、アセビ／【草】シラヤマギク	
			●	●	●	●	●					【樹木】コナラ、アベマキ、ヤマザクラ、リョウブ、イロハモミジ、アラカシ、タカノツメ、カクレミノ、ソヨゴ、シャシヤンボ、ネジキ、ヒサカキ、コウヤボウキ、サルトリイバラ、ノイバラ、カマツカ、モチツツジ／【ササ】ケネザサ／【草】ナガバジャノヒゲ、ヤブラン、ベニシダ
									●			【樹木】ムクノキ、エノキ、ケヤキ、クロガネモチ、ヤブツバキ、アラカシ、モチノキ、イロハモミジ、ヤブニッケイ、クスノキ、ネズミモチ、キツタ、アオキ、ヒサカキ、ムラサキシキブ、テイカカズラ／【ササ】チヂミザサ／【草】ヤブラン、ジャノヒゲ、ベニシダ
										●		【樹木】ケヤキ、イロハモミジ、タブノキ、アラカシ、ヤブツバキ、カヤ、アラカシ、ウラジロガシ、シロダモ、キツタ、テイカカズラ、ヤブコウジ、アオキ、ヒサカキ、ハナイカダ、ガクウツギ／【草】オオバジャノヒゲ、ジャノヒゲ、クマワラビ、オオバノイノモトソウ、ベニシダ
											●	

はじめに

本ガイドラインの
活用にあたって

第1章
あいちミテイゲーシヨ
ン

第2章
あいちミテイゲーシヨ
ン
定量評価手法

第3章
生態系ネットワーク
チェックリスト

第4章
生物多様性ポテンシャル
マップ

資料編

植生ゾーン別の植物種選定目安表（続き）

植生タイプ	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	適した植物の組合せパターン
アカマツが目立つ樹林	●										【樹木】アカマツ、ホオノキ、アカシデ、ウワミズザクラ、イタヤカエデ、クリ、ハクウンボク、クマシデ、イヌシデ、コナラ、ソヨゴ、ヤマウルシ、ネジキ、ヤマツツジ、ミツバツツジ、イヌツゲ、アセビ、ダンコウバイ、サワフタギ、クロモジ／【ササ】ミヤコザサ／【草】シシガシラ
		●	●	●	●	●	●				
ヤナギが目立つ樹林										●	【樹木】マルバヤナギ、カワヤナギ、タチヤナギ、キヌヤナギ、ノイバラ、ノブドウ、イボタノキ／【草】ヨシ、ケイヌビエ、サンカクイ、ミズタガラシ、シロバナサクラタデ、クサヨシ、ヤガミスゲ、ミゾソバ、ヒカゲイノコズチ、セリ
ススキが目立つ草はら	●	●	●	●	●	●	●	●			【草】ススキ、アキノキリンソウ、トダシバ、ツリガネニンジン、ワラビ／【ササ】ネザサ
背丈の低い草はら	●	●	●	●	●	●	●	●			【草】チガヤ、ヨモギ、カワラマツバ、トダシバ、ヂシバリ、カモジグサ、ニガナ、オカトラノオ、ミツバツチグリ、ヒメハギ、ツリガネニンジン、タチツボスミレ、スギナ
背丈の高い湿地の草むら											【草】カササゲ、ヨシ、ホソバノヨツムグラ、ミズオトギリ、シロバナサクラタデ、アギナシ、ミゾソバ、セリ、ヒメシダ／【ササ】チゴザサ
背丈の低い湿地の草むら											【草】ミゾソバ、ツユクサ、ツリフネソウ、ムツオレグサ、セリ、ヤブマメ、イヌナズナ、タネツケバナ、イヌビエ、スギナ
川辺											【草】ツルヨシ、ヤナギタデ、セキシノウ、クサヨシ、ミゾソバ、ヨモギ、スギナ
池沼											【草】ヨシ、ガマ、マコモ、フトイ、ヒシ、ガガブタ、ヒルムシロ、ヒツジグサ、ジュンサイ、ウキクサ、タヌキモ、エビモ、クロモ、ホザキノフサモ、セキシノウモ
海浜											【草】ハマヒルガオ、コウボウムギ、コウボウシバ、ハマアザミ、ハマボウフウ、ハマニガナ、ハマエンドウ、ケカモノハシ、オニシバ、オカヒジキ／【樹木】ハマゴウ
藻場											【草】アマモ、コアマモ／【藻】ガラモ、アラメ、サガラメ、アナアオサ

※植生ゾーンは、主に陸域を大きく区分したものです。全县スケールから見て分布範囲が狭い陸水域(湿地・川辺・池沼)や海域(海浜・藻場)は、特定の植生ゾーンに区分しにくいいため、●印をつけていません。

【出典】愛知県の植生(平成6年3月、愛知県)、日本植生誌・中部(昭和60年2月、宮脇昭編著)、自然環境保全基礎調査報告書(第4回・第7回、環境省)

はじめに

本ガイドラインの活用にあたって

第1章
あいちミティゲーション

第2章
あいちミティゲーション
定量評価手法

第3章
生態系ネットワーク
チェックリスト

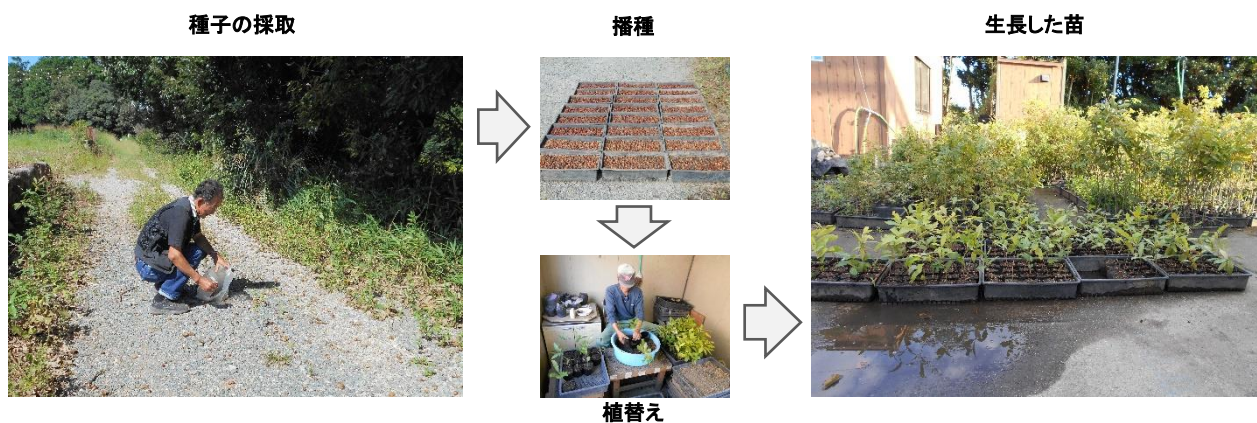
第4章
生物多様性ポテンシャル
マップ

資料編

【地域の種苗の入手方法の例】

- 植栽場所から近いところに生育している植物から種子をとってきて苗木を育てる（事業者自らが育てるほかに、学校などに協力してもらって育てる方法もあります）。
 - 植栽場所から近いところに生育している植物を移植する（移植先の自然を悪化させないための十分な配慮が必要です）。
 - 地域性種苗を扱う業者から購入する。
- ※同じ種でも産地が外国や離れた場所でないことを確認することが必要

（具体例）



横浜ゴム（株）では、地域に自生している樹種から種子を拾い、従業員の手で苗木を育てる取組を行っています。



育てた苗木は、工場内の植樹に活用しています。
上の写真は、地域住民等と一緒に工場内で植樹を行った時の様子です。

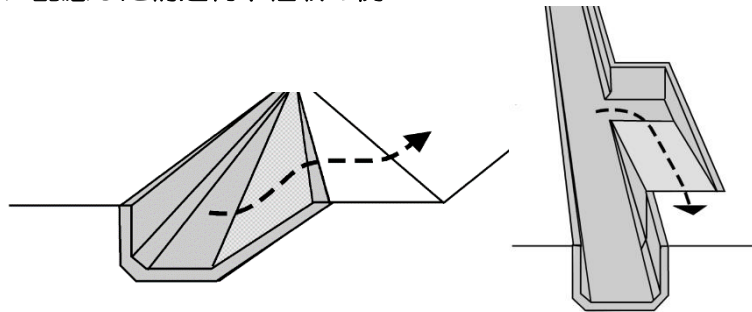
植樹活動を行っている保全団体等への苗木提供も行っています。

【設計・施工段階】

◎生物の生息生育に配慮した構造物や植栽方法などを検討した。 **A9**

- 生物の生息空間をできるだけ確保する方法や、移動をできるだけ妨げない構造物について検討します。
- 植栽についても、生物の生息に配慮して、自然の林に近い樹種構成や構造になるようにします。
- 造成を行う場合に、表土を一時的に仮置きして、その形質や微生物などの生息条件を保全する等の配慮を加え、造成後に戻すなど、表土の保全を図るようにします。
- 生物にとっては、水域と林、林と草地、草地と水域などの異なる環境が接し、移り変わっていく場所（エコトーン）が重要であるため、構造物を土で覆うなどの方法により、そうした場所を消失しないようにします。

■生物の生息に配慮した構造物や植栽の例



落ちた小動物が這い出せる側溝



アンダーパス



オーバーブリッジ

生物の移動に配慮した構造物

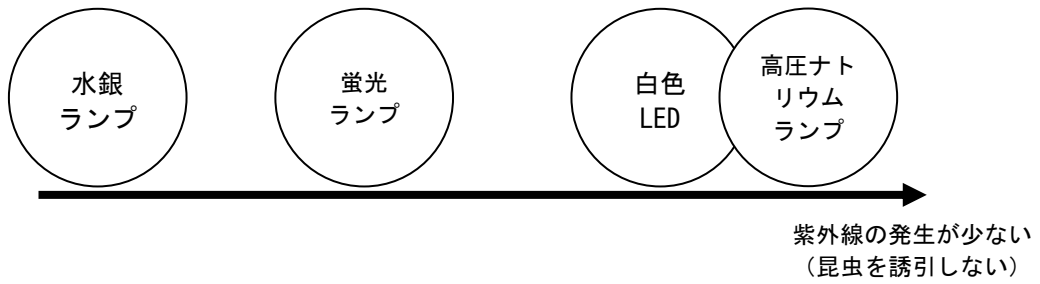
コラム：建設業における生態系配慮

株式会社加藤建設（蟹江町）では、工事現場においてどのような環境配慮等ができるかを、ビオトープ管理士の資格を有する知識豊富な従業員も含めて、社員全体で考える「エコミーティング」という活動を実施しています。

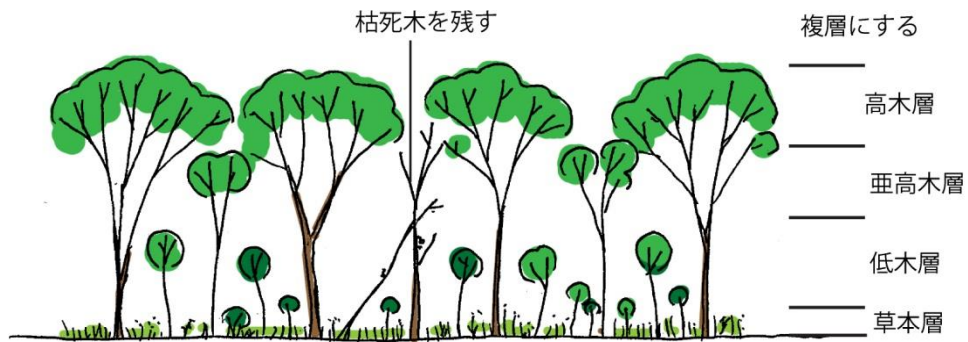
自然との共生を目指し、発注者と協議の上で、生物多様性に配慮したインフラ整備を進めています。また、現場での生物調査により、希少な野生動植物の保護・保全、生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種駆除活動なども行っています。



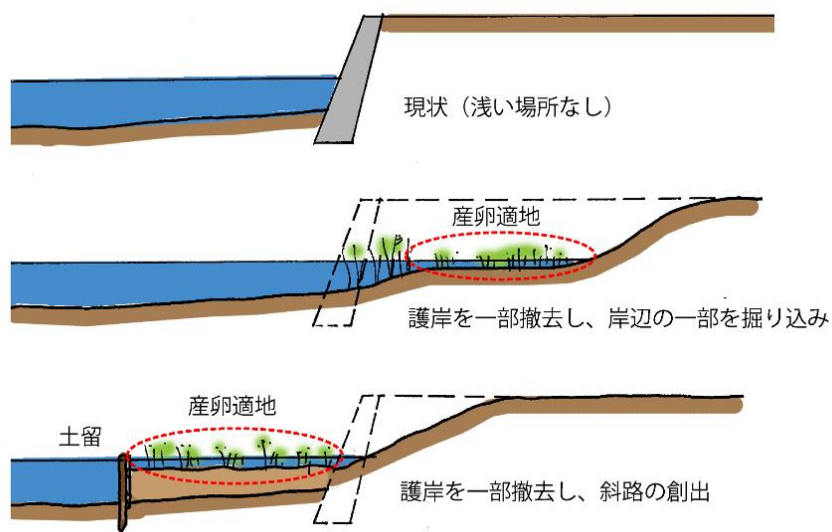
■生物の生息に配慮した構造物や植栽の例



昆虫が誘引される紫外線の発生が少ない照明を選定し、生物への影響を抑制する



地域に見られる二次林をモデルにした、在来種による多層構造を持った樹林地



浅い水辺で産卵し、草地や森で成熟するアカガエルのためにエコトーンを再生する方法

はじめに

本ガイドラインの
活用にあたって

第1章
あいちミティゲーション

第2章
あいちミティゲーション
定量評価手法

第3章
生態系ネットワーク
チェックリスト

第4章
生物多様性ポテンシャル
マップ

資料編

◎地域住民や企業の参加による植樹などを実施した。A10 B8

- 植樹などの際に、地域住民や企業従業員に参加してもらうことによって、生物の生息生育空間の保全や創出、生態系ネットワークなどへの意識や、自然への愛着を高めます。



中日本高速道路(株)が、高速道路法面で、地域住民や企業と協働して植樹する「ハイウェイ緑の里プロジェクト」

コラム：協議会の活動(新城設楽生態系ネットワーク協議会：植樹ツアー)

新城設楽生態系ネットワーク協議会は、奥三河地域において、県民参加型の植樹ツアーを開催しています。植樹では、横浜ゴム株式会社新城工場の協力により、同工場が育成した地域に自生する植物の苗木を使用しています。また、学生による植樹活動の協力も行われています。植樹ツアーには、毎年子供から大人まで幅広い年齢層の方が参加しており、参加者からは、「自然を回復することの難しさや大切さを学ぶことができた。」、「普段は交流する機会が少ない世代の方とも協力しながら植樹することができて面白かった。」、「苗木の成長が楽しみ。また見に来たい。」などの声が聞かれます。

新城設楽生態系ネットワーク協議会は、このような活動を通じて、地域の生態系保全及び環境教育の機会の提供を行っています。



新城設楽ネットワーク協議会の植樹ツアー



◎施工時の濁水の流出防止や、工事用道路による影響の最小化など、施工時の影響軽減などの対策を検討、実施した。A11

- 施工時の生きものへの悪影響が極力少なくなるような対策を行います。



矢作川方式※において取り入れられた、沈砂池や竹の枝を束ねたもの（右写真）でろ過する濁水対策

※矢作川流域での開発行為に際して、農業・漁業団体、市町によって構成される「矢作川沿岸水質保全対策協議会」との事前協議をルール化した流域管理システム。

◎継続的な管理を行うための管理計画を策定した。A12 B9

- 目標環境を実現・維持するため、施工終了後に必要とされる管理内容と管理スケジュール、管理主体が記載された管理計画を策定します。
- 管理計画は、チェックリストにおける【保全・管理段階】のチェック項目を考慮した内容にします。
- 管理計画には、施工終了から2・3年後に再度チェックリストを提出することを記載することが望まれます。

コラム：ビオトープの創出

株式会社三五では、名古屋市内にビオトープを創出し、環境学習の機会の提供を行っています。このビオトープを活用して、地域の小学生を招いた自然観察会や稲作体験を開催する等、生物多様性の理解を深めるための取組を行っています。

また、同社では名古屋市内のビオトープのほか、みよし市内においてもビオトープを整備し、シラタマホシクサ等の希少種を保全する活動を行っています。



ECO35 の森とビオトープ



【保全・管理段階】

◎外来種の拡大防止に努めた。A13 B10 C7

- ・外来種が確認された場合には、地域の生態系に悪影響を与えることから、「愛知県移入種対策ハンドブック」や「ブルーデータブック あいち」などを参考に駆除による分布の拡大防止などに取り組みます。
- ・また、事業地や活動場所の周辺においても、外来種の駆除活動に取り組みます。



ブルーデータブックあいち 2021

コラム：オオキンケイギクの駆除活動

リンナイ株式会社では、日本の生態系に重大な影響を及ぼすおそれがある植物として、特定外来生物に指定されているオオキンケイギクの駆除活動を実施しています。大口工場周辺で自然観察会を開催した際に、道路沿いに生えているオオキンケイギクを発見したことがきっかけで、駆除活動が始まりました。この活動では、同社従業員が参加するだけでなく、自治体、学校、企業等の参加もあり、他の主体との連携の輪を拡げています。

この事例の他にも、県内では、企業、自然保全団体、行政等の様々な主体が連携したオオキンケイギクの駆除活動が行われています。



オオキンケイギクの駆除作業

◎地域外から、生きものを導入することは避けた。 **A14** **B11**

- ・ビオトープを創出した場合などに、初めから生きものを導入することは極力避け、自然にやってくるのを待ちます。生きものを導入する場合には、専門家や地域の生態系ネットワーク協議会からアドバイスを受けます（P.資-1 及びP.資-6 参照）。

◎地域住民や企業の参加による管理を行った。 **A15** **B12** **C8**

- ・管理に参加し、体験してもらうことによって、生物の生息生育空間の保全や創出、生態系ネットワークなどへの意識や自然への愛着が高まることから、様々な主体との協働で管理を行います。

おがき湿地保護の会では、岡崎市内の湿地生態系を保全するため、地元住民や企業等と協働して、湿地内の草刈りや周辺林の除伐及び散策路の補修作業等の活動を行っています。



はじめに

本ガイドラインの
活用にあたって

第1章
あいちミティゲーション

第2章
あいちミティゲーション
定量評価手法

第3章
生態系ネットワーク
チェックリスト

第4章
生物多様性ポテンシャル
マップ

資料編

コラム：企業と地域住民等が一体となって行う活動

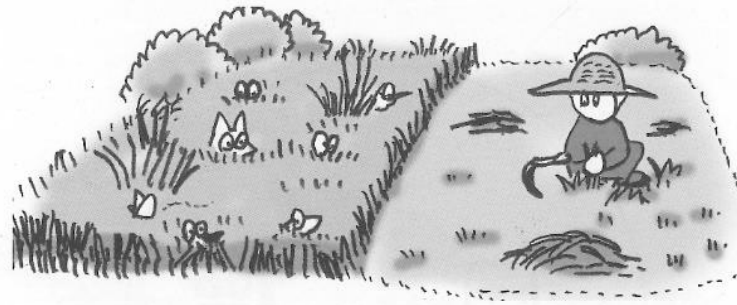
ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社幸田サイトは、地域の小学生等と一緒に在来種の苗木を育てる活動を継続しています。地域住民等と一緒に在来種の種子を拾い、それを同社幸田サイトで育成して発芽させます。その後、それらは小学生等に配布され、苗木になるまで育ててもらいます。このようにして育てられた苗木は、行政、事業者、NPO 等が地域で行う植樹活動において活用されています。



地元小学生への苗木の説明

◎生きものの生息生育を考えた管理を行った。A16 B13 C9

- ・生きものの隠れ場所を確保したり、管理の時期を生きものにあわせるといった、生きものの生息生育を考えた管理を行います。



一部を刈り残し、生きものの生息場所を確保します

◎定期的に生きものの調査を行い、自然の保全・再生状況を把握した。A17 B14 C10

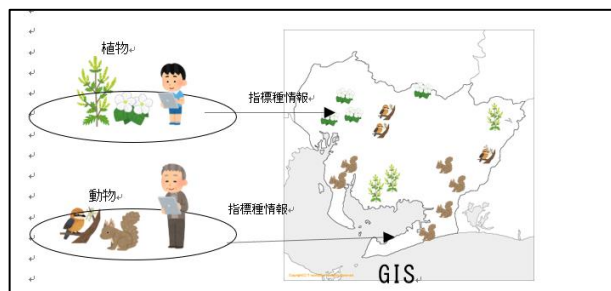
- ・定期的に生きものの調査・モニタリングを行い、自然の保全・再生・創出が予定通り進んでいるかを把握します。特に、設定した目標種の生息生育状況を調査・モニタリングすることが有効です。
- ・『みんなで調べよう！ あいちの生物多様性 モニタリング ハンドブック』（愛知県）では、指標となる動植物100種が選定され、それぞれの種の説明が記載されています。また、『指標種チェッカーver.2』は、県民だれもが生きもの情報を投稿でき、インターネット上で情報の共有ができますのでぜひ活用してください。

【モニタリングツール（指標種チェッカー）】

愛知県は、スマートフォン等で撮影した生きものの写真と関連データ（種類、位置等）を、県民だれもがインターネット上の地理情報システム（GIS）に投稿できる仕組み「指標種チェッカーVer2」を構築しました。

このシステムは公開されているため、インターネットにより情報（希少種情報は除く）を共有することもできます。

あいちミティゲーションや、保全活動の前後において生きものの調査・モニタリングを行った場合等に、この指標種チェッカーにデータとして蓄積していくことで、「自然環境の変化」や「生物多様性保全の活動成果」等を図面として認識できるようになります。



モニタリングツール（指標種チェッカーVer2）の使い方イメージ

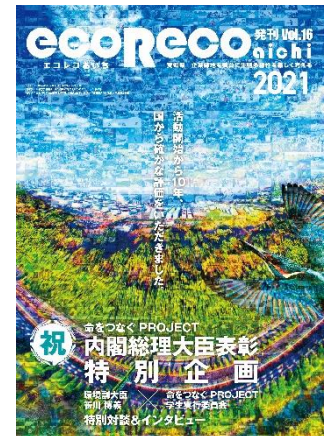
◎必要に応じて、管理方法などの改善を行った。A18 B15 C11

- 生きもの調査などの結果、目標種が戻ってこない、外来種が侵入してきているなどの問題が生じている場合は、管理方法などについて改善を行います。
- 自然は予測できないことが多いため、自然の保全、再生の取組は、一度にすべてを行うのではなく、自然の状況を確認しながら進めます。

◎事業や保全活動の内容や成果について広報し、取組の普及・拡大につなげた。A19 B16 C12

- 事業や保全活動の内容や成果について広報していくことは、多くの人の生物多様性や生態系ネットワークへの意識向上や取組の普及・拡大につながることから、県と一緒に広報を行います。

企業の生物多様性の保全や生態系ネットワーク形成の取組を紹介する、学生・NPO（日本エコロジスト支援協会）が作成しているフリーペーパー



◎継続的な管理を行うための管理計画を策定した。C13

- 目標環境を実現・維持するため、必要とされる管理内容と管理スケジュール、管理主体が記載された管理計画を策定し、管理を遂行していきます。
- 管理計画には、活動開始から2・3年後に再度チェックリストを提出することを記載することが望まれます。

■生態系ネットワーク形成に向けて各主体に期待される取組

企業、市民団体、農林漁業団体、小売業者や消費者団体など、全ての主体が生物多様性と関わりがあり、各主体には、それぞれの立場から生物多様性の保全に取り組む必要があります。

生物多様性の保全と生態系ネットワーク形成に向けて、各主体に期待される活動を次に示します。

【企業・大学】

◇企業の従業員や学生による保全・管理活動への参加、協力

- 事業者は、事業活動における生物多様性への配慮をすすめるとともに、生物多様性に向けた社会貢献（里山保全、ピオトープ整備、希少種保全、外来種駆除等）を行うことが望まれます。
- また、生態系ネットワークの形成に貢献する里山管理などに、従業員の参加に加え、学生や地域住民等に協力を進めていただくことが望まれます。



シデコブシ保全活動

（大和リース(株)名古屋支店では、海上の森において、間伐作業による希少植物の保全を行っています）



アニマルマウンド

（知多臨海部の工業地帯の企業緑地では、企業、大学が協働し、生物多様性を保全する様々な活動が行われています）

【NPOなどの市民団体】

◇生物の生息生育空間を管理する活動の実施や支援

- 地域の活動リーダーとして率先的に保全活動を実践し、地域の将来を担う人材育成に貢献することが期待されます。
- また、専門的な知識を持つ団体として、生物の生息生育空間を管理する活動を自ら実施していただくとともに、企業、農林漁業団体などの活動を支援していただくことが期待されます。
- 特に、県内各地で急速に拡大している、放置された竹林の伐採や里山の管理、外来種の除去などに取り組んでいただくことが望まれます。



発杭川沿いのオオキンケイギク駆除作業
（刈谷環境支援員の会）



竹林の伐採作業
（瀬竹会）

【農林漁業団体】

◇環境保全型農業への支援

- ・農地は多様な生物を育ててきた場所であることから、生きものに配慮した環境保全型農業などを進めていただくことが期待されます。

◇針広混交林化や広葉樹林化などの推進

- ・奥山から里山にかけての、生物の生息環境の向上を図るために、広い面積を占めるスギ・ヒノキ林について、針広混交林化や広葉樹林化などの推進に協力していただくことが望まれます。

◇干潟や藻場の保全活動の促進

- ・シギ・チドリなどの渡りにおける休息場所として、また海の生物多様性にとって重要な、干潟や藻場の保全、再生に協力していただくことが期待されます。

【小売業や消費者団体】

◇環境に配慮した農作物などの販売促進

- ・生物多様性をはじめとする環境に配慮した農作物などの販売促進を通じて、生物多様性に配慮した農林水産業の普及を後押ししていただくことが期待されます。



栽培自慢の販売

（生活協同組合コープあいちでは、農薬使用を減らした農産物（米など）を「栽培自慢」のブランドで販売しています。また、生きもの観察会などを行っています）

◇消費者の保全・管理活動への参加の機会の提供

- ・消費者とのつながりを活かして、消費者への生物の生息生育空間の保全・管理活動の機会の提供や情報提供などを行っていただくことが期待されます。



障がい者も参加した環境保全型農業（農業生産法人みどりの会）

第4章 生物多様性ポテンシャルマップ

～目標（ランドデザイン）を共有するためのツール～

Point

- 県民や事業者、NPO、行政といった地域の様々な主体が目標を共有するための基礎資料です。
- 地域の様々な主体がマップを確認しながら活動や事業を行うことによって、これまで個々に行われてきた取組が一定の方向に向かい、生態系ネットワークの形成により高い効果が発揮されます。
- 生態系ネットワークの形成の検討において、本マップを活用することで、目標とする生物や、対象箇所で保全・再生する自然の検討が容易になります。

(1) 生物多様性ポテンシャルマップの活用

- ・ 県民や事業者、NPO、行政といった地域の様々な主体が目標を共有するための基礎資料です。
- ・ 地域の様々な主体がマップを確認しながら活動や事業を行うことによって、これまで個々に行われてきた取組が一定の方向に向かい、生態系ネットワークの形成により高い効果が発揮されます。
- ・ 生態系ネットワークの形成の検討において、本マップを活用することで、目標とする生物や、対象箇所で保全・再生する自然の検討が容易になります。

(2) 生物多様性ポテンシャルマップの内容

- ・ 生物多様性ポテンシャルマップは、県域全体の10万分の1の地図に、実際に生きものの生息が確認されている場所のほか、森や草地、水辺などの分布や広さといった環境条件から、生きもののすみかとして適している場所（生態系ネットワークの形成において大切と考えられる場所）を予測して示しています。
- ・ マップの活用方法を示した「活用の手引き」を作成し、示された手順や考え方にに基づき検討を行うことによって、事業や活動を生態系ネットワークの形成に役立てることができるようにしています。
- ・ ポテンシャルマップの内容及び種類については、NPO などから寄せられた情報をはじめとする最新の情報をもとに、定期的に追加・更新し、精度の向上を図ります。

(参考) 指標種とした生物 17種

- | | |
|-------|---|
| ほ乳類3種 | カヤネズミ、ツキノワグマ、テン |
| 鳥類8種 | サギ類、ヨシゴイ、カモ類（マガモ属）、オオタカ、サシバ、クマタカ、シギ・チドリ類、シジュウカラ |
| は虫類1種 | アカウミガメ |
| 両生類1種 | アカガエル類 |
| 魚類2種 | アユ、ウナギ |
| 昆虫類2種 | 止水性イトトンボ類、オオムラサキ |

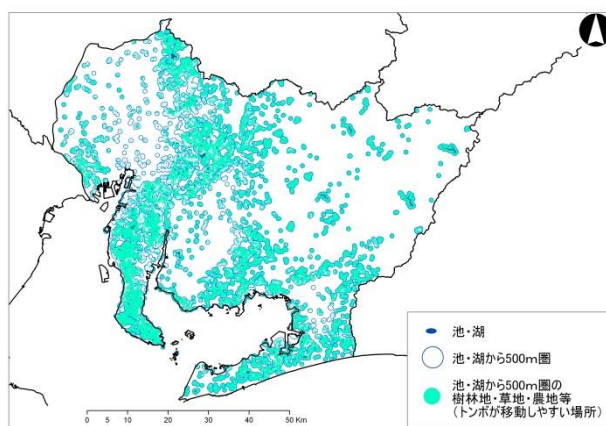
生物多様性ポテンシャルマップは、県自然環境課から画像データで提供します。

(例) ポテンシャルマップの活用イメージ (止水性イトトンボ類の場合)

① イトトンボ類のポテンシャルマップ (全県)

池や湖などに生息するイトトンボ類は、池や湖の間が1 kmであれば行き来できることが分かっています。

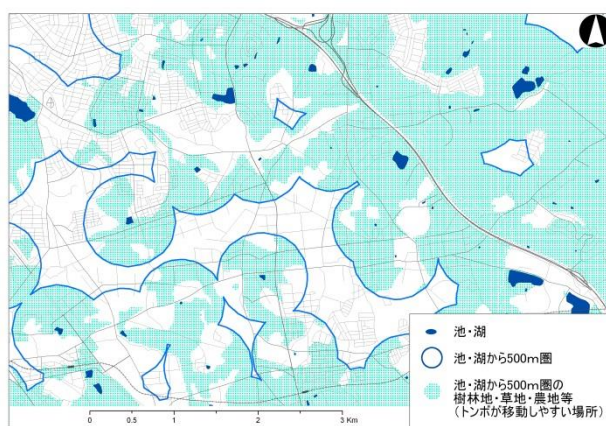
この地図では、本県内の池と湖の周囲500m以内にある緑地(イトトンボ類の移動に適した場所)を水色で示しています。



② 拡大図

濃い青色は池や湖を、青い線で書かれた円はその周囲500mの範囲を示しており、円と円が接していれば、池と池の間は1 km未満です。水色は緑地、つまりイトトンボ類が移動しやすい場所を示しています。

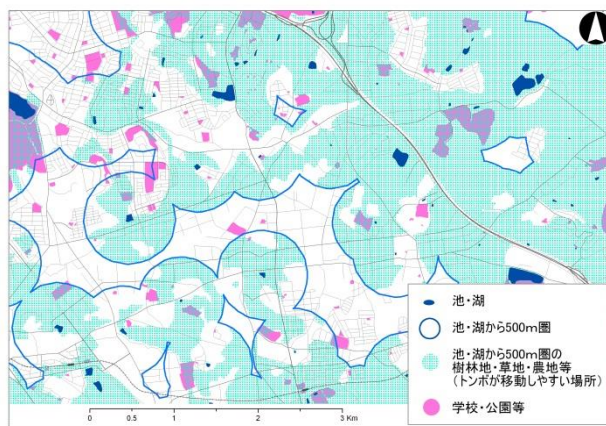
イトトンボ類の生態系ネットワークを作るためには、水色の途切れたところをつなげることが必要です。



③ 学校や公園を重ねた図

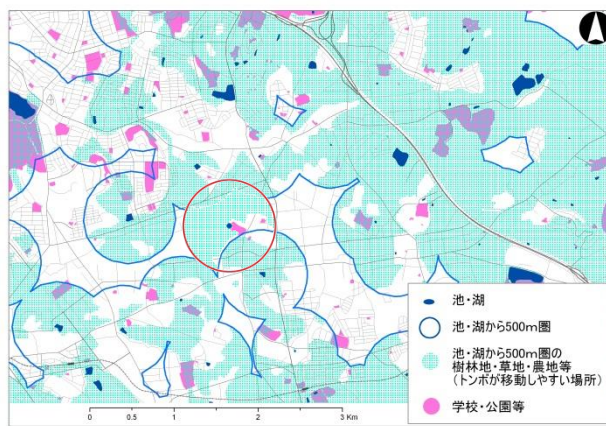
イトトンボ類の生態系ネットワークを作るために、活用できる可能性のある公的な場所(学校や公園など)を重ねた地図です。学校や公園はピンクで示しています。

※実際の生物多様性ポテンシャルマップはこのイメージです。



④ 学校や公園を使って、イトトンボ類の道をつくる

学校や公園を使ってイトトンボ類のための水辺のビオトープを作ると、赤い円の部分がつながり、イトトンボ類の生態系ネットワークが形成されます。



はじめに

本ガイドラインの
活用にあたって

第1章

あいちミティゲーション

第2章

あいちミティゲーション
定量評価手法

第3章

生態系ネットワーク
チェックリスト

第4章

生物多様性ポテンシャル
マップ

資料編

はじめに

本ガイドラインの
活用にあたって

第1章
あいちミライゲーション

第2章
あいちミライゲーション
定量評価手法

第3章
生態系ネットワーク
チェックリスト

第4章
生物多様性ポテンシャル
マップ

資料編

はじめに

本ガイドラインの
活用にあたって

第1章
あいちミティゲーション

第2章
あいちミティゲーション
定量評価手法

第3章
生態系ネットワーク
チェックリスト

第4章
生物多様性ポテンシャル
マップ

巻末資料

巻末資料

はじめに

本ガイドラインの
活用にあたって

第1章
あいちミティゲーション

第2章
あいちミティゲーション
定量評価手法

第3章
生態系ネットワーク
チェックリスト

第4章
生物多様性ポテンシャル
マップ

巻末資料

資料 1 専門家派遣制度

Point

- 生物多様性保全に配慮した開発事業や保全活動を促進するため、生物多様性に関する計画・事業等にアドバイスを行う専門家派遣制度を行っています。
- 派遣される専門家は、生態系保全対策に係る知識を有しており、対象事業における取組内容を確認した後、改善・提案を行います。
- 当該派遣に関する費用（専門家への謝金及び旅費）は、県が負担します。

※ 専門家を派遣できる件数については、年度ごとに限りがあります。

(1) 対象事業

- ・ 本ガイドラインを活用した生物多様性の保全、再生、創出等の活動を行う上で、技術的支援が必要な事業
- ・ 大規模行為届出制度の対象事業のうち、緑地の質の確保に向けた取組を行う上で有識者の技術的支援が必要な事業

(2) 対象者

開発事業者、自然保全団体、市町村 等

(3) 相談の例

- ・ 開発区域内に希少種が確認されており、その移植等の保全方法を検討したい。
- ・ 開発事業において、緑地を整備したいが、周囲の生態系ネットワークを考えたうえで、どのような樹種を植えたらよいか。
- ・ 造成したピオトープの管理により、より生物多様性を高めるには、どのような事業を行ったらよいか。
- ・ 里山の保全活動を行っているが、効果的な外来種駆除について、アドバイスが欲しい。



専門家派遣による現地確認の様子

専門家派遣の流れ

A.開発事業

B.ビオトープ創出事業

C.自然環境保全活動

1. 事業や活動の構想（計画）について、自然環境課へ連絡（メール・電話等）をしてください。できるだけ早期のご連絡が望ましいです。

2. 自然環境課が適切な専門家を人選し、専門家と依頼者の双方と相談の上、派遣を決定します。過去に指導を受けた専門家がいる場合には、その旨をお知らせください。相談内容によっては、対応できる専門家が見つからない場合があります。

3. 調査日程を調整のうえ、専門家が実際に現地調査を行います。自然環境課の職員も調査に同行します。
調査後、結果・助言等を提案書に取りまとめ、依頼者に提供します。

4. 専門家からの提案書を参考にして、事業（保全活動）を進めてください。

5. その後のフォロー調査等について、必要があれば、自然環境課に相談してください。再度の専門家派遣を検討します。

コラム：専門家派遣を活用した希少植物（ケブカツルカコソウ）の保全

ケブカツルカコソウは、愛知県の里山を特徴づけるシソ科の多年生草本です。尾張地域を中心に広く分布していましたが減少が著しく、県のレッドリストでは、絶滅危惧ⅠB類に指定されています。



県では、「二村山豊かな里山づくりの会」の浅野守彦会長から、豊明市内の境川堤防の自生地が工事予定地にあり、消滅の危機にあるとの情報を得ました。そこで、移植による保全を検討することとし、保全生態学の専門家である名古屋工業大学の増田理子教授の提言を受けて、2020年12月に増田研究室や同会のメンバー、地元企業、県などが参加して、自生地の近くへの移植を実施しました。増田研究室の調査によると、2021年3月には概ね8割程度が根付いていることを確認したとのことで、5月には満開の花を見ることができました。

県では、希少動植物の保全に向けて、これからも市民団体や有識者等と連携した取組を推進していきます。



約40名が参加した移植作業



ケブカツルカコソウ

資料2 事業者と自然保全団体とのマッチング（あいち生物多様性マッチング） ～保全活動を行いたい事業者と自然保全団体を結びつけるツール～

はじめに

本ガイドラインの
活用にあたって

第1章
あいちミティゲーション

第2章
あいちミティゲーション
定量評価手法

第3章
生態系ネットワーク
チェックリスト

第4章
生物多様性ポテンシャル
マップ

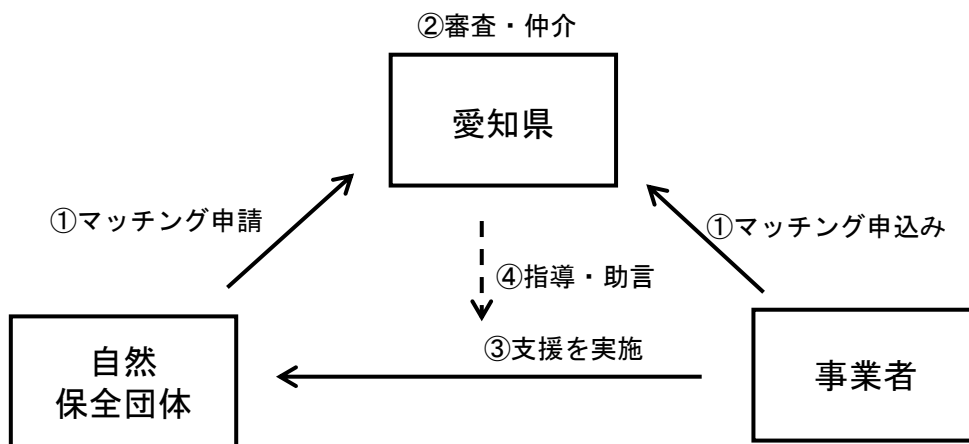
巻末資料

Point

- 「あいち生物多様性マッチング」は、生物多様性保全に貢献することを模索する事業者と自然保全団体とを県が仲介してマッチングする仕組みです。
- 事業者は生物多様性の保全に貢献する機会を得られ、自然保全団体は労務や物品を得ることができると、双方にメリットのあるマッチングを行います。

本県では、生物多様性保全に貢献することを模索する事業者と、既に保全活動を行っている自然保全団体とを県が仲介して結びつける「あいち生物多様性マッチング」を実施しています。このマッチングにより、事業者の保全活動の促進を図るとともに、多様な主体が実施する生物多様性保全のさらなる進展に結びつけます。

【マッチングのスキーム】



【マッチングの手順】

- ① 事業者、保全活動団体が県ホームページで「あいち生物多様性マッチング」に申請・申込（エントリー）
- ② 県が、各エントリー内容を照らし合わせ、保全活動団体と事業者とをマッチング（仲介）
- ③ 事業者から保全活動団体への支援、保全活動団体から事業者への協力といった連携実施
- ④ 必要に応じ、愛知県がこの連携に対して指導・助言（専門家派遣）

＜マッチングの実施例＞

- 従業員が自然保全団体の作業（竹林の伐採、ビオトープの管理）を支援
- 企業から自然保全団体に地域在来種の苗木を提供
- 企業から自然保全団体に対して、団体の活動に必要なノウハウ、器具、資金などを提供・支援 など



あいち生物多様性マッチングによる活動の様子

コラム：マッチングの活用

2021年から2030年までは生物多様性の回復の10年に位置付けられており、開発による影響を回避・最小化するだけでなく、ノーネットロス、さらにはネットゲインを目指していくことが重要です。マッチングを活用した取組は、こうしたネットゲインや、将来の生物多様性オフセット（※）にもつながる可能性があり、生物多様性の回復に貢献することが期待されます。

また、近年注目されている、保護地域以外の地域をベースとする効果的な保全手段であるOECM（Other Effective-based Conservation Measures）に関連して、生物多様性を保全する取組等を進めていく際にも、他の主体との連携につながるマッチングを活用することができると考えられます。

※ 開発を行う事業者などが、すでに生物多様性保全が実施されている土地で生み出された生物多様性の価値（クレジット）を、その土地の所有者（バンカー）等から購入する方法など



資料3 生態系ネットワーク協議会

～地域の多様な主体のコラボレーション（協働）を進める場～

Point

- 地域ごとに、事業者、自然保全団体、地元自治体等の多様な主体がコラボレーション（協働）する場として、県内全域で生態系ネットワーク協議会を設置しています。
- 生態系ネットワーク協議会は、ビオトープ整備、自然観察会、外来生物の駆除、針広混合林の植樹などを行うとともに、地域の状況を把握し、その特性（流域や土地利用、風土など）に応じた幅広い活動を展開しています。

- ・生態系ネットワークの形成を推進するために、多様な主体が参加・協働する場や、目標が必要となります
- ・このため、県内を9地域に区分し、地域ごとに、多様な主体がコラボレーション（協働）する場として、生態系ネットワーク協議会を設置しています。
- ・それぞれの協議会がテーマを定め、構成員の協力のもと、地域の生物多様性の保全や回復に資する様々な活動を行っています。
- ・多様な主体が協働することで、取組を実現しやすくなり、ノウハウの蓄積によってさらに取組が進みます。まずは、協議会にご参加ください。



県内の生態系ネットワーク協議会の活動エリア

協議会名	取組テーマ	成果	
尾張西部	サギやケリの舞ういのち生命豊かな尾張平野をめざして	生物多様性に取り組む事業者のノウハウ提供を受けながら、自然環境調査や企業ビオトープ整備を実施 鳥と生きものの学習会	
尾張北部	「うらやま」の豊かな自然を再発見しよう	遊休ため池とその周辺環境を整備して、ビオトープを造成 市民参加によるモニタリング調査や観察会を実施 八曾湿地観察会	
東部丘陵	23大学が先導する、ギフチョウやトンボの舞うまちづくり	構成大学などによる生物多様性を学びリレー講座を継続して実施 大学構内や企業敷地内にビオトープを整備 リレー講座の状況	
知多半島	ごんぎつねと住める知多半島を創ろう	学生、企業、NPO協働により北部企業緑地でビオトープ作り等を実施 知多半島中部でも植樹や竹林の伐採を実施 臨海部の企業緑地	
西三河	最先端のものづくりと最先端のエコロジーが好循環する暮らしを目指して	大学、企業、地域などが連携した生態系保全、外来生物駆除などを実施 在来種の種子から育てた苗による植樹活動を実施 池でのアカミミガメ駆除	
西三河南部	きらきら光る 碧い海 ～西三河沿岸が育む生きものたちのつながり～	外来生物駆除や干潟での生きもの観察会による環境学習を実施 フォーラムを通じて、地域のつながりを構築 干潟観察会の様子	
新城設楽	樹を活かす、地域を活かす、森のちからと人の営みが調和する奥三河	人工林皆伐地での広葉樹の植樹を県民参加により実施 大学生と協働して、間伐材の積み木を活用した環境教育活動を実施 植樹の様子	
東三河	穂の国いきものがたり 子どもたちへ 水と緑でつなげよう	身近な自然を学ぶ環境学習ツアーを実施 県民を対象としたフォーラムの開催を通じて、世代間のつながりを構築 環境学習ツアー	
渥美半島	海と大地の恵みを活かし、人と自然を未来につなぐ渥美半島の創造	渥美半島独特の豊かな自然を学ぶエコツアーや表浜海岸における生物多様性保全活動を実施 アサギマダラの観察	

はじめに

本ガイドラインの活用にあたって

第1章
あいちミライゲーシオン

第2章
あいちミライゲーシオン
定量評価手法

第3章
生態系ネットワーク
チエックリスト

第4章
生物多様性ポテンシャル
マップ

巻末資料

資料4 相談窓口・チェックリスト提出先

<大規模行為届出制度の相談窓口、生態系ネットワークチェックリストの提出先>

事務所等	住所	電話番号（代表）	所管地域
愛知県 環境局環境政策部 自然環境課	名古屋市中区 三の丸3-1-2	052-961-2111	名古屋市
東三河総局 県民環境部環境保全課	豊橋市八町通 5-4	0532-54-5111	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
新城設楽振興事務所 環境保全課	新城市字石名号 20-1	0536-23-2111	新城市、北設楽郡
尾張県民事務所 環境保全課	名古屋市中区 三の丸2-6-1	052-961-7211	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡
海部県民事務所 環境保全課	津島市西柳原町 1-14	0567-24-2111	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
知多県民事務所 環境保全課	半田市出口町 1-36	0569-21-8111	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
西三河県民事務所 環境保全課	岡崎市明大寺本 町1-4	0564-23-1211	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、額田郡
豊田加茂 環境保全課	豊田市元城町 4-45	0565-32-7494	豊田市、みよし市

はじめに

本ガイドラインの
活用にあたって

第1章
あいちミティゲーション

第2章
あいちミティゲーション
定量評価手法

第3章
生態系ネットワーク
チェックリスト

第4章
生物多様性ポテンシャル
マップ

巻末資料

自然環境の保全と再生のガイドライン
－人と自然の共生を実現するコラボレーション－

2013年3月 策定

2015年4月 改訂

2022年4月 改訂

愛知県環境局環境政策部自然環境課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話(052)954-6475 (ダイヤルイン) FAX(052)963-3526